

別海町議会会議録

第2号(令和3年9月15日)

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 3番 田村秀男 議員
- ② 13番 中村忠士 議員
- ③ 11番 瀧川榮子 議員
- ④ 7番 木嶋悦寛 議員
- ⑤ 5番 外山浩司 議員

○会議に付した事件

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 3番 田村秀男 議員
- ② 13番 中村忠士 議員
- ③ 11番 瀧川榮子 議員
- ④ 7番 木嶋悦寛 議員
- ⑤ 5番 外山浩司 議員

○出席議員(16名)

1番 宮越正人	2番 横田保江
3番 田村秀男	4番 小椋哲也
5番 外山浩司	6番 大内省吾
7番 木嶋悦寛	8番 松壽孝雄
9番 今西和雄	10番 小林敏之
11番 瀧川榮子	12番 松原政勝
13番 中村忠士	14番 佐藤初雄
副議長 15番 戸田憲悦	議長 16番 西原浩

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町長 曾根興三	副町長 佐藤次春
教育長 登藤和哉	総務部長 浦山吉人
福祉部長 今野健一	産業振興部長 門脇芳則

建設水道部長 伊藤一成
 会計管理者 中村公一
 農業委員会事務局長 内山宏
 総務部次長 入倉伸顕
 教育部次長 石川誠
 総合政策課長 寺尾真太郎
 ふるさと応援・情報推進室長 松本博史
 防災交通課長 麻郷地聡
 尾岱沼支所長他 福原義人
 介護支援課長 高橋勇樹
 老人保健施設事務長 竹中利哉
 水産みどり課長 佐々木栄典
 管理課長 松田勝広
 事業課長 外石昭博
 指導参事 吉光寺勝己
 生涯学習課長他 石川誠
 図書館長他 塚啓
 商工観光課主幹 岩口裕昭
 総務課主査 池田大海
 町民課主査 木幡友哉

教育部長 山田一志
 病院事務長 三戸俊人
 選挙管理委員会書記長 入倉伸顕
 産業振興部次長 佐々木栄典
 総務課長 入倉伸顕
 財政課長 角川具哉
 税務課長 伊藤輝幸
 西春別支所長他 田村康行
 福祉課長 干場みゆき
 保健課長兼母子センター長 干場富夫
 農政課長 小野武史
 商工観光課長 田畑直樹
 建築住宅課長 川畑智明
 監査委員事務局長 千葉宏
 学校教育課長 池田卓也
 中央公民館長 新堀光行
 総務課主幹 斎藤陽
 管理課主幹 前道陽司
 防災交通課主査 武田聖士
 給食センター主査 平下奈津子

○議会事務局出席職員

事務局長 小島実 主 幹 入 田 浩 明

○会議録署名議員

10番 小林敏之
 12番 松原政勝

11番 瀧川榮子

◎開議宣告

- 議長（西原 浩君） おはようございます。
ただいまから3日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。
10番小林議員。
○10番（小林敏之君） はい。
○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。
○11番（瀧川榮子君） はい。
○議長（西原 浩君） 12番松原議員。
○12番（松原政勝君） はい。
○議長（西原 浩君） 以上3名を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議長（西原 浩君） 日程第2 一般質問を行います。
発言に入る前に申し上げます。
質問者は、質問内容を簡明に述べて、その範囲を超えないよう注意し、答弁者は、その内容を的確に把握し、明快な答弁をされますようお願いいたします。
質問の通告がありますので、順次発言を許します。
初めに、3番田村秀男議員、質問者席にお着き願います。
○3番（田村秀男君） はい。
○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。
○3番（田村秀男君） はい、議長。
○議長（西原 浩君） 3番田村議員。
○3番（田村秀男君） 通告に従い一般質問を行います。
質問のタイトルは、「べつかいの景観を利活用した政策と景観の整備保全について」でございます。
それでは、最初に質問の趣旨を述べます。
景観には、一般的に水、地形、植生などを構成要素とする「自然景観」と経済的、文化的活動の営みによって形成される「人文景観」があります。良好な景観は、地域の自然、歴史、文化などと人々の生活、経済活動などとの調和により形成されるもので、適正な制限下にこれらが調和した土地利用が必要であります。
本町は、「地平線の向こうまでゆるやかに続く緑の大地」や「オホーツク海に面した100キロにわたる海岸線」を有しており、これらの中に素晴らしい景観が沢山点在しています。

この景観を活用して、本町の魅力と共に本町の景観を内外に発信・活用することは、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を果たし、交流人口・関係人口の増加が大きく期待されるところです。

また、ワクチン接種の効果がコロナ感染症の押さえ込みに有効となり、本町の観光地・「道の駅おだいとう」、「ふるさと交流館」などの人流も増加が見込まれるところです。

一方で、ふるさと納税者の寄附金は、今後も飛躍的な伸びが期待されていますが、ポータルサイトの拡充や返礼品提供業者の増加だけでは、本町の魅力を伝え、交流人口及び関係人口の拡大に寄与し、自主財源を確保する一過性の施策になりかねません。

移住定住対策を見据えて持続可能なまちづくりを目指すには、別海町を訪れてみたい気持ちや誘惑することと、訪れてみてこの町の素晴らしさを実感することも大切です。

町制施行50年を迎え、これを契機に別海町の景観の整備保全及び利活用を別海町の土台を築く政策の1つにして、行政、事業者及び住民の協働による一体的な取組を進めるとともに、本町の魅力や本町の素晴らしい景観を内外に発信・活用する政策が必要であると思います。

以上のことから、本町の景観を利活用した政策と景観の整備保全について伺います。

1点目でございます。

酪農地帯の景観の維持管理と利活用についての所見を伺います。

本町へのアクセスには、空港を利用する方法や車・バスを利用する方法があります。

空からの眺めで目を引く光景は、北海道遺産に選ばれている根釧台地の格子状防風林です。

別海町の入口には、最初に「牛のカントリーサイン」が目に入り、続いて「北方領土の看板」、そして一際目立つ「ここまでくるとべつせかい」の屋外広告物が歓迎してくれます。しかし、市街地に進むにつれて、道路脇の雑草などが目立つようになります。これでは訪れた人々の別海町に対するイメージは、半減します。町内の酪農地帯の国道、道々、町道の両サイドには、「牧歌的な風景」と草の時期の風物詩「牧草ロール」が点在し、素晴らしい風景が展開されます。全国3位の農業産出額の別海町を内外に発信する絶好の景観だと思います。

道路管理者の責務として、安全確保・交通の円滑化及び景観を阻害させないように道路両側の雑草などの維持管理の考え方について伺います。

また、まちづくりの一環としてこの景観を利活用した施策が必要と考えますが、所見を伺います。

○建設水道部長（伊藤一成君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部長。

○建設水道部長（伊藤一成君） はい。

私からは道路の維持管理についてお答えします。

道路管理者の責務としましては、道路法に、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、一般交通に支障を及ぼさないよう努めることと規定されていることから、本町が管理している町道など、およそ1,240キロメートルについて、道路の巡視、清掃及び除草作業などの維持管理を行っているところです。

除草作業については、道路管理者のほか、別海町資源保全広域協定運営委員会等の協力団体により、おおむね6月から9月までの期間中2回、路肩部の除草作業を毎年実施しています。

また、町内の国道120キロメートルについては7月から8月の間、道道の250キロメートルについては6月から7月の間、それぞれ年1回除草作業を実施していることを確認しています。

今後についても同様の維持管理を継続し、交通の安全確保に努めたいと考えております。

また、これらの作業により、整然とした状況が保たれ、周辺の景観と調和しているものと認識しているところです。

以上です。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

景観を利活用した施策については、私からお答えさせていただきます。

現在の本町の景観における最大の魅力は、まさに無限に広がるかのような圧倒的な広大さであると認識しております。

この牧歌的な風景や水平線をはじめとする広大なスケール感を伝え、訪れてみたいと思わせるには、映像としての発信力を高めることも重要な手段の一つであると考えております。

そこで、現在、枚方市・名護市・四万十市と友好都市事業を通じ、360度カメラを活用したVR映像の作成に取り組み、来年度の発表を予定しているほか、地域おこし協力隊活動の一貫として、既にあるすばらしい景観プロモーション映像のさらなる発信強化に向けた取り組みや、新たな映像の配信についても計画をしているところです。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 道路の維持管理について、再質問いたします。

町道とか農道の両側は、多面的機能支払交付金事業で約1,180キロメートルを年1回から2回の割合で草刈りを行い環境整備をしています。

これに係る事業費というのが約8,000万円程度で、莫大なお金がかかっています。

特に、ガードレール付近とか歩道などの草刈り作業は人力で、時間と労力が大変必要になり、事業費も莫大なものになります。

昨日、パークゴルフ場の周辺の歩道とガードレール、きれいに2回目をやりました。今日も確認してきます。

そうでありますけれども、見通しの確保だとか、交通標識が確認できないことがないようにするべきだと思っています。

また、景観を阻害しないためにも、財政の許す限り実施回数を増加するなどの維持管理が必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○建設水道部長（伊藤一成君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部長。

○建設水道部長（伊藤一成君） ただいまの質問にお答えします。

郊外地の除草作業につきましては、議員おっしゃったとおり、多面的機能支払交付金を活用した除草作業を実施しております。

その上で、不足している部分等につきましては、道路パトロールや住民からの情報提供

によりまして、視距の確保ですとかそういうものに対応した除草作業を維持補修業務の中で部分的に実施しているというような状況となっております。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） よくわかりました。

それでは、酪農地帯の景観を利活用した施策についての再質問させていただきます。

6月の一般質問では、別海町内外に広く発信するためには魅力の選択、それとプロモーションの手法の重要性が大切だと回答いただいております。

ただ、魅力の選択とは何をどのようにするかっていうことまでは答えてもらっていません。抽象的な表現ですけれども。

先日の新聞報道で、中西別のたんぼぼ牧場を舞台とする子供向けの写真絵本「たいせつなぎゅうにゅう」が全国発売されました。

その中で、牧草収穫風景の牧草ロールが2ページにわたり紹介されています。

酪農地帯の景観を利活用した具体的な施策の一つとして、その牧草ロールの風景を魅力に選択できるならば、事業者と連携してロールに文字アートだとか、別海町で生産される牛乳は広大な環境で育った牛乳から生産され、トレーサビリティを導入した安心安全な牛乳であるということを、すばらしい風景とともに強い印象で効果的に伝える施策はいかがでしょうか。

町長のお考えをお伺いいたします。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） お答えいたします。

牧草ロールを活用した文字アートによる景観づくりに関しましては、酪農基幹産業とする本町らしい取り組みであるというふうに認識しているところでございます。

現在、本町においては、先ほど議員からもお話にあったように、町内の各農協の青年部で国道、道道沿いに、牛乳消費拡大につながる標語をロールバックメッセージとして、町内の交通量の多い主要幹線のところで設置されています。これについては、多くの方の目に留まっているということにもなるかと思えます。

トレーサビリティを導入した安心安全な牛乳につきましては、べつかい乳業興社で製造された別海牛乳に限られていることだと思いますので、ロールを活用したプロモーションについては、別海町で生産される牛乳が全てそのような工程を経ていると誤解を与えるおそれがございますので、この表現は難しいかと思えますが、酪農のまち別海町を発信する上では、大変おもしろい発想であるというふうに考えております。

今後も、各農協青年部などと協議・協同しながら、できることについて取り組んでいければというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 2点目に移ります。

海岸地帯の景観の維持管理と「シーニックバイウェイ」の影響と効果についての所見を伺います。

海岸地帯には、別海十景の内8カ所が点在しています。そのほかにも、樹齢120年の「千島桜」や「四角い太陽」が見えるスポットなどがあり、景観の宝庫です。さらに、日本最東端の道の駅「スワン44ねむろ」、ラムサール条約登録湿地である「春国岱・風蓮湖」の幻想的な風景、北海道遺産に選ばれた「打瀬舟・北海シマエビ」、北方領土を望む野付半島、道の駅「おだいとう」、「知床」世界自然遺産に登録されている羅臼町の道の駅「知床・らうす」を結ぶ広域ルートは、「知床ねむろ・北太平洋シーニックバイウェイ」の候補ルートになっています。

別海町内にあるこれらの景観について、案内板などの維持管理の考え方について伺います。

また、「シーニックバイウェイ」の本町における影響と効果についての所見を伺います。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） お答えいたします。

本町の海岸地域には、別海十景の内、八景が点在しており、その八景には現在11カ所に看板を設置しています。また、町指定文化財である「野付の千島桜」、道の駅「おだいとう」にある「四角い太陽に会える場所」等にも、町が設置していないものも含め、看板が設置しております。

別海十景の看板につきましては、平成2年度に整備し、平成24年度と平成25年度の2年をかけ、防腐塗装等の修繕を行っていますが、町が設置している看板につきましては、今後も状況を確認し、看板による本町のPR効果を高めるためにも、修繕など維持管理を行っていく予定です。

シーニックバイウェイの本町における影響と効果についてですが、まずシーニックバイウェイについて聞きなれない方もいらっしゃると思いますので、説明させていただきます。

シーニックバイウェイは、平成13年に国土交通省の重点施策とされ、北海道では開発局が主導して取り組みが始まってきており、景観、シーンの形容詞であるシーニックと、脇道・寄り道を意味するバイウェイを組み合わせた言葉です。地域に暮らす人が主体となり、企業や行政と手をつなぎ、美しい景観づくり、活力ある地域づくり、魅力ある観光空間づくりを目指す取り組みです。

平成17年からスタートし、現在、シーニックバイウェイ北海道推進協議会により13の指定ルートが認定され、3つの候補ルートが登録されており、約440団体が活動しています。

本町と関係するルートとしては、平成18年に指定ルートと認定された、釧路湿原、阿寒湖、弟子屈及び中標津をエリアとする「釧路湿原・阿寒・摩周シーニックバイウェイ」と、令和元年に候補ルートとして登録された、根室管内1市4町と浜中町、厚岸町及び釧路町をエリアとする「知床ねむろ・北太平洋シーニックバイウェイ」があります。

これらのルートのうち、本町に対する影響が大きいと思われるものは、現在、候補ルートとなっている「知床ねむろ・北太平洋シーニックバイウェイ」です。この候補ルートエリアが長大かつ広大であることから、6つのモデルルートを設定していますが、本町に関係するルートとしましては、野付半島、尾岱沼市街及び「道の駅おだいとう」を通る「野生動物に触れる」と題したルート、中春別から奥行を経由して根室へ至る「フットパスを

歩く」と題したルート、及び奥行臼駅通、西春別の鉄道記念館を経由する「交通・鉄道遺産を巡る」と題した3つのモデルルートとなっています。

「野生動物に触れる」モデルルートにおいては、道の駅「おだいとう」、尾岱沼市街及び野付半島が海岸地域を通ることになりますが、いずれも本町を代表する観光地であり、これまでも個人旅行、団体旅行に関わらず多くの旅行者が訪れていることから、シーニックバイウェイの候補ルートとなったことに起因する影響は、少なからずあると考えているところです。

また、効果については、「シーニックバイウェイ北海道推進協議会」などの協力団体等が媒体を通してPRしていますが、コロナ禍でもあり、観光客数など目立った変化は確認できていないところです。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 質問に対してかなりこう詳しく説明していただきましたけども、私が聞きたいのはですね、例えば景観の案内板などについては、内容がリアルタイムになっていないといいますかね。

例えば、私が確認しているのは、「野付の千島桜」の案内板は25年も前に立てて、樹齢95年で書いてるんですよ。

現在もう樹齢120年なのに、25年も前の説明文ですか、そういうことはちょっとどうかなってということとですね、例えば屋外広告物でも、字が飛んで見えないんですよ。

「ここまでくるとべつせかい」は見えますけども、「またあいに来てね」とかそういう文字が飛んで見えないといいますか、せっかくそういうのがあるのに、そういう整備はちゃんとしていただきたいなということが一つと、シーニックバイウェイについては少なからずいい影響あると言っていますけれども、やはりこれは私も北海道推進協議会に電話をして聞いてみたんですけども、13ルート中、唯一ダブルの指定に別海町が入るんでないかなっていう予想はされています。

そうすると、全国の海岸地帯の景観情報が全国に紹介されて、景観ドライブコースだとか、海と山のグルメ旅行などの交流人口が絶対期待できると思います。

これは町村の義務として、同意書を出すだけでの簡単なことなので、そういうことであればですね、ぜひ、こういうものも活用して、PRしていただきたいと思います。

3点目に移ります。

別海町らしい景観形成についての見解を伺います。

景観行政については、平成16年の景観法の制定により、一定の拘束力を持たせるとともに、地域の実情に応じて規制内容などを柔軟に定められるようになっていきます。具体的には、景観法に基づいて知事と協議・同意を経て景観行政団体に移行し、市町村が定める景観計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するもので、独自に定めることにより様々な景観施策に主体的に取り組むことが可能になります。現在、町のシンボルとなる多世代・複合拠点施設「みなくる」の完成が間近になり、中心市街地の活性化や町民の利便性の向上に向け期待が高まっています。町のシンボルとなる施設完成を皮切りに、町民との協働による景観整備を切り口としたまちづくりが必要です。そのためには、中心市街地の歩道の拡幅や街並み統一化などの再整備を行い、魅力的な町を形成し、町の「活性化」や「にぎわい創出」などを創造するため、景観施策のガ

イドラインとなる「景観計画」の策定が必要だと考えますが、町長の見解を伺います。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 本町が、景観法による景観計画を定めるには、1つ目に、現にある景観の保全という視点、2つ目に、歴史的・文化的な背景や、地域交流拠点等において景観を形成する視点、3つ目に、開発整備地区などにおいて新たな景観を創出する視点、この3つの視点において課題があり、必要性が生じた場合であると認識をしているところです。

過去からも、現にある景観が著しく冒されるような状況になく、大規模な開発整備が進む地区がないということから、景観の保全や新たな創出という視点での必要性に迫られていないこと、また、景観の形成の視点に関しては、景観計画の策定や景観条例の制定となれば、住民の土地利用や建物等の建設・改修に、かなりの制限を加えることになることから、行政主導による景観計画の策定は、現在のところ考えていないところです。

しかし、議員からもありましたように、街並みの統一化などを含めた景観施策は、魅力的な町を形成し、訪れた人に感動を与え、それが町の活性化やにぎわいの創出、さらには、あらゆる行政施策と良質な関連性をもたらす重要な施策であると考えております。

景観農業、海岸景観の保全、各地区に存在する集落・市街地景観は、それぞれ個性があり、関係事業者や住民の意思が最大限に尊重される必要があることから、各分野・各地区において発案をされ、そこに行政が関わり支援していくことが協働による景観形成であると捉えますので、まずは、それに向けた地域の声を広く聴く必要があるものと考えているところでございます。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） ちょっと、何か消極的で行政主導ではしない。必要性が余り感じられない。であれば、町民といいますか、そういう団体から意見を聞いてやるということですけども、中心市街地の景観の形成については、景観法に基づくその景観行政団体に移行しないにしても、今まで平成8年には別海地区の市街地整備方針として、「別海町中心市街地景観整備計画」を立てています。

平成10年には「別海町市街地整備計画マスタープラン」を立てていますよね。平成26年度には「別海市街地活性化計画」、これは別海地区に限ってですけども、これもつくっています。さらに、平成28年度には「矢白別演習場周辺まちづくり構想」を策定して、現在、完成間近の「みなくる」が実現しています。

これからしても、今後も、町民との協働による景観整備を切り口としたまちづくりの構想策定は必要不可欠であると思いますけども、町長どういうふうに考えていますか。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 私への質問ということですので、私の考え方を御紹介いたします。

まちづくり、そして街の中の景観整備というのは、先ほど総務部長が言いましたように、うちのこの別海の市街ではいろいろ雑草が見えたりもありますけれども、実はすばらしい取り組みをしている町内会もたくさんあります。

中西別地区にしろ上風連にしろ、中春にしろ街路樹には桜の木をずっと植えてきて、私

も今年の桜の時期に回った時には、本当にすばらしい街路樹景観をつくり上げています。

やはり、地域の景観を良くしていこうというのは、行政主導というよりも、やはり地域に住んでいる方々の自主的な取り組みが一番大切なことだというふうに考えております。

だから、行政は何もしないということではないので。

先ほどの御質問がありました道路の雑草についても、交通上障害があるような雑草はそれはもう維持管理をしっかり取ってきますけれども、例えば、縁石と歩道のアスファルトの間にちょこちょこっと生えている雑草、ああいうのは交通安全上は支障はないんですけども、見栄えは非常に悪いと。

そういうことを私も道路行政にずっと関わっていることから、すごくその部分も感じておりますので、単に交通安全上の問題だけではなくて、町の景観全体として、田村議員がおっしゃったように、小さな雑草一つにしても、どうやって取り除いていくことが大切なのかということ、これからもしっかり考えていかなきゃならないというふうには思っております。

また、街の中の景観については、行政が主導でやるとどうしてもその都市計画法とか、それから歩道を広げること一つにしても、例えばその歩道を利用する人口はどれだけいるのかとか、いろいろな道路上の制限、事業上の制限がありますので、なかなかすぐ広げられるということにはならないんですけども、少しでもその街の景観を良くしていくという観点に立った行政を進めていかなきゃならないというのは、議員のおっしゃるとおりだというふうに考えておりますので、今後とも、行政主導という形ではなくて、やはり地域に住む住民の方々と一緒になって、どのようなまちづくりを進めていくのかと。

そういう観点から、行政、住民一体となった形での景観整備に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、御理解をよろしくお願いします。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 行政主導といいますかね、やっぱり行政としてもですね、そういうふうに登り上がるきっかけづくりが大切だと思います。

そういうものをつくってあげないと、ただ他の団体がしないからとか、そういうことではやはり進んでいかないと。

今、桜の話が出ましたけども、西春別駅前から旧市街まで桜並木ロードと言いますかね。ずっと何十年前からやっていますけども、例えば、ああいうのを国道243がずっとこう別海町を横断している話ですから、その両側にやるとかですね。日本一長い桜並木ロードとか、そういう何か一つインパクトのあることも考えてみる必要もあるのでないかなというふうに思います。

協働のまちづくりですから、行政だけでは絶対できない景観もありますのでね。

ぜひ、せっかく「みなくる」という大きな集約施設ができましたので、それを考えてですね、切り口として、やはり景観だとかそういうことも含めて整備していただければ、すばらしい街になるのではないかなというふうに思っております。

4点目に入ります。

本町の「味覚」「視覚」「聴覚」をミックスしたプロモーション施策についての提言をします。

令和2年度のふるさと納税寄附金の使途希望の傾向を見ると、「自然環境・地域景観の

保全及び野生鳥獣の保護に関する事業」及び「酪農・水産・商工観光等の振興発展に関する事業」に総額1億4,755万3,000円の寄附の内9,522万1,000円の金額が指定されています。飛躍的な伸びが期待される「ふるさと納税」の増加の要因には、海と山の両方の幸が味わえる別海町の「味覚」を通じて能動的に知名度を上げています。宣伝効果を更に期待するのであれば、海と山の素晴らしい景観をポータルサイトや返礼品のお礼状の工夫などを通じ、町の観光や移住定住サイトへ誘導する方法や別海町の「景観スポット」をポスター・パンフレットなどにする「視覚」を加え、別海町の魅力と情景がたくさん歌の歌詞に盛り込まれているご当地ソングの「聴覚」をミックスして宣伝することで、更に深く興味を誘うこととなり、別海町のファンと応援団が増え、ふるさと納税の増加、酪農・水産・商工観光などの振興発展、交流人口・関係人口などに大きく寄与すると思います。

別海町をプロモーションする施策の1つとして、「味覚」「視覚」「聴覚」をミックスして本町の魅力を内外に発信する施策を展開すべきと思いますが、如何ですか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

お答えいたします。

本町が現在取り組んでいる「ふるさと応援制度推進事業」及び「移住定住促進事業」は、観光振興事業と同様、いずれもホームページなどを通じて、視覚で本町の魅力を多くの方にお伝えするという共通の施策であります。

これに加えて、ふるさと納税の寄付者様にはお礼品をお送りして、味覚で魅力を伝え、移住定住促進事業では、お試し住宅を整備し、整備後に滞在していただく際には、滞在期間中にチーズやバター作り、魚貝類の調理や釣りなどの体験を通じて、嗅覚や触覚で本町の魅力を体感していただくなど、それぞれの事業の役割分担を図りながら、現在、交流人口・関係人口の増加策に取り組んでいるところでございます。

近年、ご当地ソングを通じて本町の魅力を歌詞にのせて聴き手と郷土愛の共感に尽力をされる方や、ユーチューブの配信を通じて本町の魅力を動画で全国の方にお伝えする活動をされる熱心な方々が増えているため、これに追随して、行政としても動画の配信などにより、聴覚での魅力発信策を研究、実践しているところです。

住民と行政が協働しながら、これらの五感に訴える施策を駆使し、議員が述べられる交流人口・関係人口の増加による持続可能なまちづくりが推進されるよう、景観を利活用しながら政策の強化に努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 大変前向きな答弁で、よろしく申し上げます。

味覚、視覚、聴覚をミックスしたプロモーションの施策について、私のほうから具体的なプロモーションの手法について、ちょっと再質問させていただきます。

現在、別海町の地域おこし協力隊が運営するユーチューブチャンネル「べつかい移住ちゃんねる」を見て、関心いたしました。今朝も見てきましたけれども、町の紹介シリーズ第1弾では、「テゴネシ・ショウ」と「よしP」、この2人が親しみやすい感覚で、的確に別海町を紹介しています。

中身を見ていくと、さらに今後は、この移住ちゃんねるの中で、別海町の観光に関する
こと、それから、魅力に関することもプロモーションムービーで、配信していく予定だと
こういうふうに言っています。

チャンネル登録数は、何か余り伸びは緩やかですけれども、私もこのチャンネルに登録
て応援したいなと思っています。

そこで、別海町を総合的に宣伝する手法の一つとして提言しますけれども、ふるさと納
税では海と山の両方の幸を味わう味覚で別海町のファンを獲得していますよね。

今回、移住ちゃんねるではプロモーションムービーの中で、景観だとか魅力も視覚でア
ピールしていくという考え方、これもいいと思います。

映画とか宣伝というのに欠かせないのは音楽です。例えば、コマーシャルでもコマー
シャルソング、映画音楽とか、これがセットになっていますので、ここまで来たら、別海
町観光協会の推薦曲であるご当地ソング、例を言えば「野付半島」、「別海ふるさと音
頭」、「べつかいの女」などの聴覚をミックスした情報の発信が、さらに、広く内外に強
い印象で効果的に別海町の知名度を上げることができると思います。

手法としては、ふるさと納税でもう2回も新聞に大きく出ていますけども、新聞広告を
使う手だとか、それから観光協会ポスターだとかパンフレット、それからユーチューブ配
信のプロモーションムービー、こういうことで多角的・多層的にやると不特定多数に伝わ
る方法が考えられます。

ユーチューブだけだと年代的だとかいろんなことで偏りがあるので、文字ベースとか映
像ベースとか、そういうふうにいるんな多彩な方法でやっていくことがいいと思うん
ですが、これについてはいかがでしょうか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

まずは、今年度から取り組んでおります地域おこし協力隊活動のユーチューブ「べつ
かい移住ちゃんねる」をお褒めいただきまして、大変ありがとうございます。

隊員、そして制作に関係している職員の何よりの励みになりますので、ぜひチャンネル
登録いただき、引き続き応援をお願いしたいと思います。

ただいま田村議員の御提案にもありますように、別海町を宣伝・発信する手法は今やた
くさんある中で、前段の答弁でも申し上げましたけれども、映像としての発信力はかなり
効果的になりうるものと考えています。

映像あるいは動画での発信となれば、当然そこに議員おっしゃられるように聴覚を響か
せる仕掛けも可能となってきますけれども、発信する映像内容によって効果的な音とい
うものは変わってくるということもあり得ると思います。

また、特に楽曲の使用となれば、無断使用することにもなりませんので、権利の関係に
も、いろいろと配慮をする必要があります。

それらを踏まえながら、映像発信において聴覚を刺激するような広角的な音・音楽につ
きまして、議員から御提案をいただいたアイデアとともに、今後いろいろと検討してまい
りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 今後検討するというのはなかなか検討してくれないのでね。

早急にやっぱりやってほしいですよ。

例えば、ふるさと納税で新聞に大きく広告出ましたけど、一言下の方にふるさと納税だけでなく、移住ちゃんねるで別海町の魅力発信中とかその一言だけでもいいですよ。

そういうふうに縦割りじゃなくて横断的に、ふるさと納税も観光も魅力も一体となってやるようなことをしないと、どうしても縦割りなので。

先日、新聞報道では別海町の魅力179市町村のやつ見ましたけどね。あれは、野付半島の野付湾を魅力だっていうふうに宣伝しているんですよ。ですから、魅力の選択が大事だということだから、令和3年度は、これとこれを内外に発信するとかちょっと決めてもらわないと、たくさんあるけれどもというその抽象的な答えでは、なかなか私たちもこう応援できないと言いますか、そういうこともあるので、ぜひ、いろんな横断的な形でPRして、別海町を盛り立てていただきたいと思います。

今、別海町の景観を利活用した政策と景観の整備保全、別海町らしい景観形成の構想策定、これについては消極的でしたけれども見解を伺いました。

課題が共有していない点はたくさんありますので、今後さらに議論を深めていきたいと思えます。

町の景観・魅力を本町の観光政策に位置づけることや、それから別海町の知名度を上げる施策の展開は、やはり別海町のまちづくりに絶対欠かせない政策です。

別海町のすばらしい景観を別海町の魅力とともに、強い印象で効果的に発信・活用することで、それぞれ各分野の施策がさらに生きていくものと思えます。

「ここまでくるとべつせかい」のフレーズを名実ともに具現化する政策を期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で3番田村秀男議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、13番中村忠士議員、質問者席にお着き願います。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

通告に従いまして、質問をいたします。

1点目です。

「学校給食における食物アレルギー対応の充実について」であります。

平成27年3月に文部科学省から「学校給食における食物アレルギー対応指針」（以下「指針」）が出されました。そこに述べられている学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方とは、「全ての児童生徒が給食時間を安全に、かつ、楽しんで過ごせるようにする」ということです。

また、「指針」では、「学校給食における食物アレルギー対応の大原則」として、その

筆頭に「食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。」をあげています。

たとえ食物アレルギーを持っていても除外することなく給食を提供することと同時に、「安全最優先」と「楽しんで過ごす」の両立を求めており、「そのために」として、栄養教諭や養護教諭、対象児童生徒を受け持つ担任だけでなく、管理職を含めたすべての教職員、教育委員会、医療関係者、消防関係者等が連携し、組織的に対応することが不可欠だと強調しています。

大変難しい課題ではありますが、子どもたちの成長に欠かせない「学校給食」を、より充実したものにしていくため、指針に沿った取り組みをしていかなければならないと思います。

そうした観点から3点質問します。

1点目です。

新しい給食センターが昨年6月からフル稼働となりました。しかし、旧給食センターでは実施されていたアレルギー対応の除去食、代替食の提供は休止され、除去食の開始は今年の5月から、代替食の開始は今年の2学期からということになりました。

本来なら、新給食センターのフル稼働の時期から除去食、代替食が開始されて然るべきです。さらに、校長会、教頭会等に説明していた「令和2年度中の再開」も結局できませんでした。

除去食、代替食の開始が大幅に遅れた原因は何だったのでしょうか。

また、2学期から代替食が開始されるということでしたが、予定通りに進んでいるのでしょうか。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

この御質問につきましては、私の方からお答えをさせていただきます。

新給食センターでのアレルギー除去食及び代替食の対応につきましては、令和2年度中の再開を計画していたところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う一斉休校により、新学校給食センターの稼働が令和2年6月にずれ込みました。

また、調理機器が全て入れ替わったことや、施設内が汚染、非汚染エリアに区分されたこともあり、調理員が調理機器の操作手順を確実に習得し、エリア区分に対応した作業動線などに慣れ、安全に通常の調理作業を行うことができるようになるために一定程度の時間が必要となりました。

このことから、安全性を最優先するために、令和2年度中のアレルギー除去食及び代替食の提供を休止いたしました。

このことにつきましては、承知のとおり令和2年第4回の定例会横田議員からの一般質問でも、お答えをさせていただいております。

また、令和3年度からのアレルギー対応については、専門のアレルギー対応の調理員の確保等、給食センター内の職員体制を整え、予定どおり5月から除去食対応を開始し、代替食対応につきましては、予定を2か月早め、6月から開始しているところであります。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい、大体の説明はわかりました。

おっしゃるとおりに横田議員への答弁ということと一緒にしているかなというふうに思うんですけど、「学校給食における食物アレルギー対応指針」これなんですけど、そこにはですね、教育委員会は、本指針を参考に所管する学校や調理場等における食物アレルギー対応の方針を定め、各学校及び共同調理場、別海の場合は給食センターにおいては、本指針及び学校設置者、教育委員会が定める方針を踏まえ、対応マニュアルを整備してくださいというふうになっています。

お聞きしたいんですが、この新給食センター稼働に当たって、教育委員会の食物アレルギー対応の方針っていうのは見直されて、新たにつくられるものというふうに思います。

その食物アレルギー対応の教育委員会の方針というのは、いつできましたかということです。

また、給食センターの対応マニュアルは、いつの時点で作られたかと。

なぜそういう質問をするかっていうとですね、この方針なり対応マニュアルが適切に早い段階でできていたら、対応はもう少し違ったんじゃないかなというふうに思うから、そのような質問をいたします。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

今の御質問のありました対応指針、それからマニュアル等についてはですね、今現在策定中というところでありますので、もう少しちょっと時間がかかるような状況になっております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

今の答弁で明らかなんですけど、新給食センターが稼働をする前に、本来つくられていなければならない対応の方針なり対応マニュアルというのは、つくられていなかったということが明らかになりました。

その内容も含めて、なぜそのマニュアルあるいは方針が遅れたのかという点については、その内容も含めて今後検討をしていかなければいけないなというふうに思いますので、それはまたの機会にしたいと思います。

ただ、今回明らかになったのは、方針・マニュアルがつくられていないということが明らかになったということであります。

2点目の質問に入ります。

アレルギー対応の品目について、平成30年度には28品目、令和元年度には22品目対応していたものが、現在は10品目に減少しました。

そのため、アレルギー対応の必要な児童生徒44人中40人しか除去食の対応ができず、4人が対応から漏れる結果となりました。

このようなことになった理由を説明してください。

また、今後もこの体制のいくのでしょうか。改善する考えはないかお聞きします。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

アレルギー対応品目を10品目に限定した理由につきましては、文部科学省が定める食物アレルギー対応指針の大原則に基づきまして、給食提供において安全性を最優先に確保するため、アレルギー表示義務、それから重症化、そして新規発症及び給食提供する機会が多い品目の10品目に限定し、対応することとしております。

また、全道各地のアレルギー対応の品目を見ても、品目を限定して対応していることから、本町においても同様に限定して対応することとしています。

このことから、令和3年度は10品目該当外の児童生徒4名の対応ができていない状況にあります。

今後の対応につきましては、人員など体制を確保した上で対応品目などを検討する必要があると考えておりますので、当面の間は現状の対応により進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

安全最優先、これはもう大原則であります、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」というのがあります。

これは、食物アレルギー対応指針のもとになっているものですね。

これに基づいて、さまざまな事件・事故がありましたから、さらに充実させたものというわけで、このアレルギー対応指針ができたわけですね。

原則について、このガイドラインは生きているわけですから、これにどういうふう書いているかということちょっと申し上げますと、「学校給食は、必要な栄養を摂る手段ばかりでなく、児童生徒が「食の大切さ」、「食事の楽しさ」を理解するための教材としての役割も担っています。このことは、食物アレルギーのある児童生徒等にとっても変わりはありませんので、食物アレルギーの児童生徒等が他の児童生徒等と同じように給食を楽しめることを目指すことが重要です。」というふうになっているわけですよ。

4名だから、少ないからいいということとは言えないわけですよ。

一緒に全て同じものということじゃないですよ。ちゃんと対応したもので、給食の場で楽しく、差別なく給食が友達と一緒に食べられるということが、何よりも大事だと書いてあるわけですから、そういう点での考えについて、教育長どう考えますか。

○教育長（登藤和哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） はい。

それでは、私の方からお答えをさせていただきます。

先ほどの1問目の方ともちょっと関連しますが、確かに施設だけではなく、給食のアレルギー対応については、人的あるいは組織的、こういう取り組みが必要ではないかというふうに考えております。

議員御質問のあった4人という数字ではなく、同じものを提供するという観点から申し上げますと、例えばメニューのうちの幾つかの品目だけを、こういうものですよということで保護者の方に提示をして、同じようなものを保護者の方が持たせるなどの工夫も必要かなと思っておりますので、このアレルギー対応については、子供の命に関わる重要な問

題だと思っておりますので、今後も取り組みについては慎重に進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

先ほど部長の答弁にも、方向性としては改善していくというようなニュアンスの答弁もありました。今、教育長も答弁なされた。いろいろな工夫が必要だという答弁だったというふうに思います。

さらにですね、ガイドラインには学校給食におけるアレルギー対応には4段階あるというふうに言っています。

第1段階、レベル1、詳細な献立表対応。これはもう別海町本当によくやられているというふうに思います。

それからレベル2、一部弁当対応。これは先ほどね、教育長がおっしゃったできるだけ同じようなものを家庭に用意してもらおうというようなことです。

レベル3、これは除去食対応。

レベル4が代替食の対応。

このうち、レベル3とレベル4が学校給食における食物アレルギー対応の望ましい形と言えますというふうにガイドラインに書いているんです。そちらの方向にですね、持っていこうというお考えないだろうと思いますが、その点を確認したいんです。

そして、部長先ほど、当面はこのままで行くけれども、検討するというふうにおっしゃいました。当面というのは、いつまでのことなんですか。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） ただいまの質問ですけれども、先ほど私も答弁したとおり、前向きにということと、また、教育長も同様にそういうお答えをしたと思いますので、そのとおり受け取っていただいて結構です。

ただ、当面いつまでかと言われますと、当面としかお答えできませんので、そのことは御理解いただきたいというふうに思います。

また、最後につけ加えますけれども、やはり体制が整わない中で、いろいろと事を急ぎますと、これまた事故につながるということがありますので、まずはしっかりその体制、調理員等の確実に安全に給食提供できるような体制の確保がまず大事かというふうに思っていますので、まずはそれが整ってからというふうなことで御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

3点目に行きます。

指針には、「特に重篤度の高い原因食物」として、そば、落花生(ピーナッツ)があげられ、「特に発症数の多い原因食物」として、卵、乳、小麦、エビ、カニがあげられています。

とりわけ、注意が必要な品目としてあげられているものと思いますが、現在、給食センターで採用しているアレルギー対応の10品目の中に、落花生、卵、乳、エビ、カニは入っていますが、そばと小麦は入っていません。

その理由を説明してください。

また、今後も入ることはないのかお聞かせください。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

そばと小麦をアレルギー対応していない理由につきましては、そばにつきましては特にアレルギー反応の重篤度が高い。全国でも過去に、給食でそばを食べたことによって、児童が死亡した事例もあることから、本町の給食ではそばはもちろんのこと、ソバの実などを使った商品も一切提供しておりません。

そのことから、10品目の中には入れておりません。

また、小麦は調味料類等にも入っておりまして、対応することにより、ほとんどの料理が食べられないことになることから、給食センターでの対応は非常に困難であるため、各家庭で対応をお願いしてもらうことにしております。

今後も給食では、そばは一切提供せず、また小麦については、毎月発行している献立表に記載している食材のアレルゲンを各家庭で確認していただいて、対応をお願いしたいというふうに考えているところです。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

理由については説明をされましたのでわかりましたけど、ひとつそこは非常に危険性っていうか死亡事故も起こっていますから、それはもう一切取り除くってのも一つの手だというふうに私は思います。

ただ、今後については、もういろんなものに入っているの、なかなか対応が難しいということだと思いますけれども、具体的に小麦アレルギーをもっているお子さんはどのようにされているのか。

全くいない時もその年もあるかもしれませんし、いる時もあるだろうと思いますが、具体的にどういう対応しているのか、ちょっとお聞かせください。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

具体的に小麦アレルギーのお子さんについては、先ほどちょっと給食の方では対応が難しいということでお話をさせていただきました。

そういった実態から、各御家庭でその献立の時には弁当なりで対応をしていただいているというような状況にあります。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

確かに非常に難しい問題だになっていうふうに私も思っています。

ただ、学校給食の原則については、先ほど触れましたので重ねて言うことはしませんけれども、学校給食の意義にのっとり、それに近づけるように、ぜひ、対応していただきたいと、考えていただきたいというふうに思います。

別海の給食センターの果たしてきた役割というのは、非常に大きいっていうふうに私は思います。

栄養を摂るだけではなく、楽しい食事のために本当に随分工夫をされてきたなというふうに、私、28年間給食にお世話になりましたから、実感してきました。

私の現職時代もですね、もう本当においしい給食を争って食べてきたという楽しい思い出もありますし、他市町から転勤してきた先生方の多くが、別海町の給食はおいしいというふうに評価していただいていたと思います。そういうことも思い出します。

そうした伝統を生かして、今後も学校給食を続けていってほしいと。

とりわけ、アレルギー対応にも心を砕いていただきたいと強く思う次第であります。

よろしく申し上げます。

その点をぜひ検討していただきたい。

2点目の質問に入ります。

「町営合葬墓の今後について」であります。

2017年（平成29年）12月議会で、外山議員から「合葬式墓地は必要な制度だと考えるがどうか」という質問に対し、町長は、「家族、親族によるお墓の継承や管理に不安がある方が増えていることは十分承知している」と理解を示し、別海町第7次総合計画の中で、早期に建立できるように進める」と答弁されました。

その後、令和元年度に地質調査、令和2年度に建設整備が行われ、今年度4月1日からべつかい霊園内における別海町合葬墓の供用が開始されることになりました。

外山議員、町長ならびに関係職員のご努力に感謝申し上げたいと思います。

別海町合葬墓は施設容量10.395立方メートルで焼骨約1,800体が埋蔵できるようになっており、町営墓地を使用していないか、使用区画を返還する方で、別海町に住所または本籍を有している方、町内に所在する墓地または納骨堂から改葬しようとする方は誰でも使用することができます。

町民から喜ばれている合葬墓について、2点質問をいたします。

1点目です。

供用が開始され、今後、様々な課題も出てくるものと思いますが、その都度、使用者、町民の皆さまと協議・懇談する中で解決されていくものと思っています。

具体的問題として、現在の規定では、亡くなった方の親族が使用の申請をすることになっていますが、希望すれば本人が生前に使用申請できるようにならないかという声があります。

現在の検討状況をお聞かせください。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

お答えいたします。

生前予約につきましては、現在のところ実施の予定はありませんが、今後、希望する声

が多く寄せられた場合には、生前予約を実施している道内の他市町村の状況や課題等を十分に調査・検証の上、生前予約の実施について検討していきたいというふうを考えているところです。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

これまでもこの問題については、常任委員会等でたびたび出てきていると聞いているんですが、部内等の検討状況がどういうふうになっているのかということも、もう少し説明していただければと思います。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

部内の検討状況につきましては、生前予約につきましては、予約された方が、その死後において自己の焼骨を合葬墓に埋葬する方、主宰者と言われていますが、この主宰者を届けていただく必要があります。

そうすると、死亡の際はその主宰者の方が住所の変更・死亡等、何か異動がありました場合については、その都度届け出をしていただければならないということになります。

この変更について適切に届出がされない場合につきましては、トラブルに発展するおそれがあるということもあわせて、その辺を十分に管理する方法ですとか、2倍の管理という形になりますので、その辺も含めて管理する期間、十数年、何十年ということで、管理しなければならないということもありますので、その辺をクリアしながらということで今、検討を進めているところです。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

課題になっている点が今の答弁である程度明らかになり、一定程度難しい問題も抱えているということが明らかになったと思います。

ぜひ、検討を続けていただきたいと思います。

これは、前にも出たかもしれませんが、根室市の状況では毎年20件近くの希望申請があるということで、一定程度以上の需要があるんだなど。

これは別海町も実際に声が出ていますからね。

需要はあるんだと、その点をぜひ、きちっと調べるというふうにおっしゃっていますので、正確に調べていただいて、その声を拾い上げていただきたい。

そういうふうに、その方向で行くことを望みます。

2点目の質問ですが、べつかい霊園から遠く離れた地域の方で、新規に整備された合葬墓を使用したいと考える方もおられるでしょうが、より近くに合葬墓があればいいと考える町民も多くおられます。

合葬墓について、今後ともべつかい霊園内における合葬墓一箇所で行こうとしているのか、東西の町営霊園での建設は考えていないのか、今後の計画についてお聞きします。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

お答えいたします。

本町の合葬墓につきましては、家族や親族によるお墓の継承や管理に不安のある方、経済的な事情によりお墓を持たない方などに対し、埋蔵方法の選択肢を広げることにより不安の解消を図ることを主たる目的として設置したことから、現施設の供用開始により目的は果たせるものと考えております。

現段階において、東・西霊園への合葬墓建設の計画はございません。

ただし、今後、合葬墓に遺骨を埋蔵することを多くの方が希望し、合葬墓に利便性が求められるようになった場合につきましては、他の霊園への建設についても、検討する必要があるものと考えているところです。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 完全に門戸が閉ざされたということではない。いろんな調査等をして、声が上がれば検討するということでもありますから、ぜひ、そういう方向で進めていくということを期待します。

3番目の質問に入ります。

3点目の質問は「新型コロナウイルス感染症対策について」であります。

全国的に新型コロナの感染が爆発的に拡大しています。この通告をしたのは半月ぐらい前ですから、若干様相が変わっていますが、通告したとおりに読み上げます。とりわけ、変異株であるデルタ株による感染が急激に広がり、以前にはあまり見られなかった若年層、子どもへの感染、中等症化、重症化が深刻な広がりを見せ始めています。

報道によると、20歳未満の感染者は8月18～24日の一週間で過去最多の3万429人確認され、第4波ピーク時の5.7倍、全世代に占める割合も19.9%で過去最高、20代に次いで、30代以上のどの年代より多い数となっています。

新型コロナ対策として、とりわけ、子どもへの対応、ケアに力を入れていかなければならないときだと思えます。

その観点から3点について質問します。

1点目です。

中・高生と学校職員のワクチン接種を夏休み中に進めるという計画だったと思いますが、進捗率はどうですか。

幼稚園、保育園、児童館職員のワクチン接種状況についてもお聞かせください。

また、12歳になった小学生のワクチン接種はどうなっているのでしょうか。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

お答えいたします。

町がクラスター対策として実施した中・高生へのワクチン接種の状況は、町内の中学生、別海高校生及び町外の高校に進学された方、計937人を対象に実施し、9月5日までに2回の接種を終えています。

1回目の接種者は514人で接種率は54.9%、2回目の接種者は507人で接種率は54.1%です。

このほか、町が定めた接種日に都合がつかず接種が出来なかった中高生への対応として、新たな予約枠の設定による追加実施と、一般枠での接種を進めているところです。

また、学校職員の接種については、町内の小・中・高校に勤務する教職員、公務補、支援員等357人を対象に実施し、8月13日までに2回の接種を終えています。

1回目の接種者は211人で接種率は59.1%、2回目の接種者は209人で接種率は58.5%です。

次に、民間を含む幼稚園、保育園、児童館職員の接種については、147人を対象に実施し、7月17日までに2回の接種を終えています。

実績につきましては、1回目の接種者は138人で接種率は93.9%、2回目が135人で接種率は91.8%です。

最後に、12歳になった小学生のワクチン接種につきましては、8月末時点で満12歳を迎えた66人の方に対し、9月2日に接種券を発送し、随時予約を受け付けている状況です。

なお、9月以降に満12歳になられる小学生への接種の実施につきましては、現在、町立別海病院と接種体制についての協議を進めているところです。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

数はわかりました。中高生については、5割ちょっと、それから、学校職員については約6割という数字で進んでいると。それから、幼稚園、保育園、児童館職員に関しては9割以上ということであります。

この中高生のですね、あと45%ぐらい、それから職員の40%ぐらいが残っているということですが、予約は一般枠で追加していくっていう答弁もありましたけども、この中高生、それから学校職員でまだ接種が終わっていない状況をどういうふうにしていくかというお考えについて、お聞きしたいと思います。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

今後におきましても、一般接種枠の方で予約を随時受け付けて、接種に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

それが進んでいくというふうに期待をしたいんですが、ただ、とりわけ児童生徒について、ワクチン接種をしたかどうかということでの偏見があってはならないというふうに思うんですね。

報道によると、ワクチン接種したかどうかという事で、教室でワクチン接種した人は手を挙げろみたいなことで、思わぬ偏見・差別が生じかねないそういうような事態も

あったというふうに聞いているんですが、そこら辺の差別だとか偏見、そういうものを生じさせないためにどのように考えておられるか、その点をちょっとお聞きします。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

この御質問、私の方からお答えさせていただきます。

今、中村議員からお話のあった子供たちの接種の有無に関する誹謗中傷ですとか、その差別的なことに關しては、各学校を通じてそういったことのないように、しっかり学校の中でもそういった教育をしていく、また、保護者にもその旨しっかり通知をしているところでもありますので、そういったことで実際にはそういった事実は起こったりということはないものというふうに理解をしているところでもあります。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

大変大事な問題だと思いますので。

2点目の質問に入ります。

園児並びに児童・生徒、学校や幼稚園、保育園、児童館の職員、子どものいる親御さんに対するPCR検査を実施し、感染状況を把握するとともに、早期に感染者を隔離保護することによって、子どもたちへの感染をかなりの率で防ぐことが出来るのではないかと思います。

子ども、関係職員並びに親御さんの検査が無料で受けられる施策を講じてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

お答えいたします。

国では、文部科学省が新型コロナウイルス感染症のクラスターの大規模化や医療の逼迫を防ぐ観点から、教育関係施設等に対し抗原簡易キットを配布することとしています。

本町におきましても、町立別海病院と協議を重ね、新型コロナウイルス感染症集団感染の未然防止と事業者等が安心できる環境を維持することを目的として「別海町医療従事者等PCR検査事業」において、町内の職場や学校等を対象に申請に基づき、無料で抗原定性検査キットを配付いたします。

なお、学校、幼稚園、保育園及び児童館の子供たちや関係職員などが、流行地域への往来や滞在、感染が疑われている者と接触したことによって、感染が心配される場合や軽い症状が出た場合などに検査を受けることができることとしております。

現在進めているワクチン接種と並行して検査キットを活用し、職場や学校等で迅速に検査できる体制を整備することにより、クラスターの防止と医療現場への負担軽減につながるものというふうに考えております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

一定程度進めているということですので、安心をいたしましたけれども、抗原検査であるという点についてですね、精度についていろいろなことが言われていますけれども、この今配っている抗原検査の精度についてはどのような見解をお持ちかお聞きします。

精度、抗原検査の確かさといいますか、それについてどういうふうな見解をお持ちかお聞きします。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

お答えいたします。

抗原定性検査キットの精度ということで、最近のキットにつきましては、感度が向上しておりまして、有症状の場合は70%から80%の高い精度で診断可能というふうに言われております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

より精度の高いPCR検査についての検討はされていないということでありましょうか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

私の方からお答えさせていただきます。

先ほど来、福祉部長の方が答弁させていただいている内容、この制度の要綱につきましては、これまでの議会の中でも説明させていただいておりますとおり、当初PCR検査キットも想定しながら要綱の制定を図っているところでございますけれども、御承知のとおり4月末頃の増大するこの感染状況でPCR検査キットがなかなか購入できない状況にあるという現状も踏まえながら、その状況を踏まえた中で、別海病院の医師の方々とも協議をさせていただいた中で、別海病院の検査体制も含め、まず抗原検査で発熱外来等を受診される前に、その前にあらかじめそこに行くよりも、もう少し軽い症状のうちに見極め判断ができるという手法をもって使用するには、この抗原検査キットの方が適しているというような御指導・御協議もさせていただいたということもありまして、今回購入もPCR検査キットよりも容易に進められ、少し最近落ちついてきましたけれども、まだ第6波とも将来、先々想定される中では、いち早く取り組むことが可能となるこの抗原検査キットを活用させていただいて、配布をさせていただく中で、未然に感染を防ぎたいという考えから活用させていただいているところがございます。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

それでは、最後の3点目の質問に入ります。

子どもたちの学校での過ごし方を見直す必要があります。

その第一が子ども同士の距離を保つことです。

現在猛威をふるっているデルタ株は感染力が強く、2メートル以上の間隔を保つことが必要と言われていています。

文科省は、児童生徒の座席を1メートル以上離すことや部活動の対策は顧問に委ねず、管理職が確認することなどを求める通知を出していますが、町教育委員会の考え方をお聞かせください。

また、冬に向かい教室の換気がしづらくなるのではないかと思います。これに対しては、子どもたちが過ごす全ての教室に換気機能が付いたエアコンまたは高性能空気清浄機を設置すること、また、換気が十分行われているかどうかの目途を示す「二酸化炭素濃度測定器」を配置することが有効ではないかと思います。

教室等の換気を十分行うことによって新型コロナ感染を防ぎ子どもを守っていく措置について、どのように考えておられるかお聞きします。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

文部科学省から、コロナ禍における学校等の過ごし方として「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」、名称が「学校の新しい生活様式」というものなんですけれども、これが発出されまして、これまでに状況に応じて5回改訂されております。

現在、本町の各学校においては、基本的にこの衛生管理マニュアルに基づく感染症対策を行っております。

マニュアルでは、児童生徒の間隔は1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとることとし、頻繁に換気などを組み合わせ、状況に応じて柔軟に対応することが可能というふうにされております。

また、部活動については、通常、衛生管理マニュアルに沿って活動していますが、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言の発令により、その都度、北海道からの通知及び根室管内や本町の感染状況に応じて、町教育委員会が各学校等に指導しております。

教室の換気についてですが、町内の学校施設にはエアコンは設置されておられません。

御質問にもある二酸化炭素濃度測定器を活用することは換気を行う目安の一つになるというふうに考えておりますが、各学校には、新型コロナウイルス感染症対策として、空気清浄機、扇風機、サーキュレーターを整備しておりますので、これらの併用で効率的に換気ができるものというふうに考えております。

また、各学校では、衛生管理マニュアルの規定に基づきまして、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに窓を開け、換気を行っており、冬季における教室の換気につきましては、衛生管理マニュアルを参考に、暖房機器として、ポードブルストーブや電気ストーブなども活用し、児童生徒の健康に留意しながら感染防止を行ってまいります。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

1メートルを目途にということですが、実際に1メートル以上離れられないっていうか、密っていうか、人数の関係で1メートル以上離すことができないという状況も全部

じゃないですけど、一部あると思うんですね。その状況について、つかまえておられるか。そういう教室が現に存在するかどうかということをお聞きしたいと思えます。

それから、空気清浄機については、どの教室にもウイルスを除去できる空気清浄機が入っているというふうに考えていいんでしょうか。

その状況をお知らせください。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 今、中村議員から御指摘のありました、教室の中で最大限その距離が確保できるかという部分での話ですけれども、現在確認しているところでは、別海中央小学校が生徒も他の学校と比較しても多いというようなことで、若干、その距離をとることが難しい状況になっております。

それ以外は、距離の確保は適切にとられる状況にあります。

それから、空気清浄機の設置状況についてですけれども、町内の各小中学校の普通教室数が78ありますので、そこに51の教室に空気清浄機を整備しておりますので、率で言いますと65.4%、空気清浄機の普通教室への整備状況というふうになります。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

ウイルスを取り除く性能を持ったものかどうかっていうのお答えなかったんですが、それにしても空気清浄機が置かれている教室は65%だということですから漏れている部分もあるということで、大変心配をいたすところです。

子供を守るという点で、ぜひですね、全力を挙げていただきたいというふうに思うんですが、ここで、町長の見解をお聞きしたいと思えます。

町長、この選挙に当たっての公約にですね、その第一に子育て世代を応援することというふうに述べています。

この新型コロナ感染爆発の状況の中で、子供を守るということでの町長の考え方をぜひお聞かせをいただきたいと思えます。

○町長（曾根興三君） 議長。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 私の公約を挙げてどういう考え方という御質問のようですけれども、その公約の中にウイルス対策をどうするかということは述べておりません。

ただ、今の子供たちにおける生活の大変さというのは、非常に厳しい状況にあるというふうに考えておりますし、学校現場としてできる限り子供たちを守る体制をとろうということで、そこは教育長と連携をしております。

今、教室の数の割に空気清浄機の数が少ないというような話もありましたけれども、教室の中には、理科室とかなどの維持できにくい教室もわけでもあるでしょう。

だから、普通に暮らす、ずっといる教室だけではないということですので、そこら辺も御理解をいただきたいと思えます。

それにしても、できる限り換気が必要だというような状況であれば、さらに増やしていくことも考えていかなきゃならないと考えておりますし、先ほどから質問がありました学

校給食のアレルギー体質の子供たちについても、早く体制を整えてできるだけ漏れることのないような運営状況に持っていかなくやならないという思いは、今強く感じております。

その部分も経費もかかりますので、そこら辺も含めて、検討しなければなりませんけれども、できるだけ前向きに教育委員会と連携をとって対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解をよろしくお願いします。

以上です。

○13番（中村忠士君） 終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で13番中村忠士議員の一般質問を終わります。

ここで1時まで休憩します。

午後 0時01分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

11番瀧川榮子議員、質問者席にお着き願います。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○11番（瀧川榮子君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

通告に従いまして、質問させていただきます。

1点目として、「巨大地震を想定した津波対策」です。

2017年、政府の地震調査委員会は千島海溝で巨大地震は過去350年前後の間隔で発生し、前回からすでに400年程度経過していることから、次の巨大地震が切迫している可能性が高いと公表しました。そして今年6月24日北海道は、道防災会議地震専門委員会津波浸水想定設定ワーキンググループで最新データに基づく太平洋沿岸への最大クラスの津波想定を公表しました。

別海町で今回示された津波最大値は2.5メートルから4.7メートルとなり、予測以上の事態も考えられます。

町ではこれまで住民に「災害時の行動」など発行し注意喚起を促してきました。

危機意識は少しずつ高まっていると思いますが、更に高めていく必要があると考え質問させていただきます。

1、今回、道が発表した津波の高さにより、町の津波対策に変化はありますか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

道の公表を受けたことによる基本的な町の津波対策に変更はありませんけれども、北海道から新たな津波浸水想定が公表されたことを受け、現在、現行のハザードマップの更新作業を進めています。

津波対策で重要なことは、日頃から避難場所や避難経路を確認し、津波警報が発表された場合、避難指示の発令を待たずに津波避難場所や高台に避難することが重要となっております。

ハザードマップを更新した際には、防災訓練や防災講習会などでの啓発の強化を図り、町民の津波に対する意識高揚に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

答弁の中でハザードマップが出来上がった後、防災訓練というふうなことですけれども、いつ大きな地震が起こるかわからないということの中で、ハザードマップが出来上がるっていうのは緊急を要していると思うんですけれども、いつ頃出来上がるのかについてお聞きします。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） ハザードマップにつきましては、今年度中に策定を予定しており、完成した来年度に配布を予定しているところでございます。

なお、今回策定をするハザードマップにつきましては、従来の冊子タイプのものに加えまして、ウェブ版対応のどなたでもウェブ上で検索をできるシステムのハザードマップを想定しているところでございます。

それと、ハザードマップを用いた講習であったり、説明会というものについては、当然ハザードマップが作成された来年度以降行いますが、現在公表された今回の北海道の公表の内容につきましては、その内容を海岸地域の各町内会長等を中心に、詳しく内容を説明させていただくことをこの9月中にも実施することとして、現在各町内会と調整を行っているところでございます。

また、後の質問の答弁の中でもお答えさせていただきますけれども、ハザードマップ作成にかかわらず、いろんな意味での防災講習であったり、あるいは、各学校での防災教育等につきましては、これは並行して例年行っているとおり進めさせていただく予定としております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 津波対策は津波の高さによっても変更はないという先ほど答弁だったんですけれども、爆弾低気圧の時でも漁業のシャッターが大きく潰れたりとか、大きな被害があつて、巨大地震の津波ともなれば波がそんなに高くなくてもその力は本当に大きいものだと思うんですね。

それで、巨大地震のための耐震化とか、それから防災センターの経年劣化による津波対策と地震対策の強化などは、指定緊急避難所として強化する考えはあるのか、検討していくことがあるのか、お聞きしたいです。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 巨大地震等に対応するための避難所という趣旨での御質問だったかと思いますが、基本的に今回の北海道の津波高の公表にかかわらず、地震等を想定した避難所のあり方、あるいは、訓練のあり方等については、海岸地域の皆さんを中心に、防災活動のメニューの中には組み込んで行っているところでございますので、

今回の北海道の公表をもってということはございません。

また、避難所の劣化等につきましては、これは避難所にかかわらず、公共施設につきましては、公共施設の管理計画というものをそれぞれの施設において計画しているところですので、その施設の例えば建設年数等に応じた公共施設の状況等については、それぞれの所管部署でチェックをしているところでございますので、そのありようによって、公共施設の耐震の状況等については、確認を行っているところでございます。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

次に移ります。

海岸沿いの道路には標高が記された看板が多く見られ、避難するときの参考になります。

避難所までの距離も明示されていますが、地元の人でないとわからずに通り過ぎてしまいます。地元以外の避難者を考慮した表示が必要だと考えますがいかがですか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えします。

国では、津波被害を軽減するための対策の一つとして、津波浸水想定区域周辺の国道に、標高や海拔標示板を設置するとともに、避難場所等を示す図記号を標準化し、水害や土砂災害などに応じた避難誘導標識の整備を進めております。

町内に設置をされている国の避難誘導標識につきましては、津波避難場所を示す図記号と避難場所の名称、避難場所の方向を示す矢印、そして、一部の標識には避難場所までの距離が明示されているところです。

この避難場所を誘導する標識は、国道から避難場所に通じる出入口付近に設置をされており、矢印どおりに直進すると避難場所に到着できるため、地元以外の方でも避難場所の位置がわかりやすい表示であると認識しているところでございます。このことから、町で避難誘導標識を増設するなどの考えはありませんけれども、今後、道路管理者等に現在の避難誘導標識に関し見づらいというようなことも含め、寄せられている意見があるのか、そういうことにつきまして確認をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

矢印だったんですね。

私は何回も通って高さの標識とか、いろいろ見ているんですけど、わかりにくいなと思っていつも通っていました。

地元の人以外は、緊急時の時にはもう本当に慌ててしまって、判断力っていうのは正常時と違ったようになると思うんですね。

その避難場所に、人の流れがずっと続いていくっていうようなことがあったとすれば、地元以外の人もその車の流れに乗って避難場所に行けるっていうことはあると思うんですけども、なかなかそういうことばかりではなくて、命の危険というのにさらされるということもあると思うんです。

設置の必要性っていうの十分考慮していただきたいと思いますし、道の方にも伝えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 津波警報が発表された場合には、地元以外の方も含め沿岸沿いにいる方が避難場所やあるいは高台に速やかに避難していただくということは、大変重要なことであるというふうに考えております。

このことから、先ほどから申し上げております今回の北海道の公表を受けて、本町は津波災害警戒区域に今後指定される方針であることも考慮いたしまして、道路管理者である北海道開発局に対し、看板の増設や設置位置の変更、補修等の対策について、情報交換を進めていきたいというふうに考えています。

なお、先ほどハザードマップの説明の際にも申し上げましたけれども、今後、避難所の場所を含めて、多種多様な情報伝達手段の構築に向け、看板による避難誘導だけではなく、地元以外の方への避難場所情報の提供手段として、先ほど申し上げましたウェブ版対応によるハザードマップの活用等についても、今後非常に重要になってくると考えておりますので、それらの推進・啓蒙等も含め今後行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

次の質問に移ります。

避難所には地元住民が避難することがほとんどだと思います。避難所を利用する人が、個人で備えておきたい物品、例えば毛布などを搬入しておくことができれば良いのではないかと考えますがいかがですか。

○防災交通課長（麻郷地聡君） はい。

○議長（西原 浩君） 防災交通課長。

○防災交通課長（麻郷地聡君） 私の方からお答えをいたします。

町では、地域センターや小中学校、防災センターなどを指定避難所としておりますが、そのほとんどが平常時には多くの方が頻繁に利用する施設であり、管理人が常駐していない施設もございます。

また、各施設における備蓄資機材の保管場所には限りがあり、保管場所の確保や管理上の面から、個人が所有する物品を事前に搬入することは難しいと考えております。

町では、避難生活に一定程度必要な水や食料、毛布、衛生用品などを備蓄しておりますが、個人でも水や食料のほか、衣類や眼鏡、服用薬などの個人的な必需品などを非常持出品として日頃から備え、避難時に持参をしていただくよう周知をしているところでございます。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

指定緊急避難所というところに備蓄品というのが本当にたくさん、他の避難所よりも備蓄品があるなというのを確認しているんですけども、津波のある若しくは想定されると

ころで、宿泊もできるということになりますと、野付半島の避難所も含めて6カ所で多くはないんですね。

地域住民に密着している場所であるということから、人の出入りが多いというようなこともあるかと思うんですけれども、住民を信頼して保管場所がたとえその広くなくても、どうしてもこれだけは備蓄しておきたいというようなことがあったとすれば、緊急のときに取りに帰って命を落とすというようなことが東日本大震災のときにはありましたので、そういうことも考慮して、地域住民の人からそういう要望があるのかなのかというようなことだけでも話し合いをして、備蓄品をいらないかいるかというようなことも判断していただきたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○防災交通課長（麻郷地聡君） はい。

○議長（西原 浩君） 防災交通課長。

○防災交通課長（麻郷地聡君） 今回の質問を受けまして、来年度以降、各防災避難訓練ですとかあった際にですね、議員がおっしゃったような質問について、お伺いしたいというふうに考えております。

以上です。

○町長（曾根興三君） 議長。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 今の瀧川議員の御質問ですけれども、内容がちょっとわからなかったの確認したいんですけれども、最初は自分の持ち物ということで毛布とかという現に今備えつけがある備品で、それを使うのではなく、自分の物を使いたいという意味の最初の質問だったんですけれども、今の質問になりますと、備品として備えられていない品物も必要だという意味で、意見を聞いてほしいということなのか、どっちの意見なのか今わからなかったんですけれども。

○議長（西原 浩君） 町長、ちょっと待ってください。

1回時間を止めてください。

瀧川議員の質問に対する確認をしたいということでありますので1回とめました。町長、もう1回確認したいことをどうぞ。

○町長（曾根興三君） いや、今の2点です。

既に、毛布とか日常用品は備品として備えてありますので、それと同じ種類の個人的な物を置かせてくれということについては、先ほど担当課長から話がありましたけれども、スペースもありますし個々の差も出てきますので、備えられている備品については、それを利用してほしいと。

ただ、もう一方の考え方で、備えられてない備品でも避難したときには必要だと考える物がある。そういう住民もいるということでしたら、それはやはり先ほど課長が言いましたように、住民の意見も聞いて、今、備えられている備品以外で、もし避難した時にはどうしてもこういう物をそろえてほしいという意見があるのであれば、それはしっかり聞きとめて、今後どうしていくかという対応をしていかなきゃならないということは考えております。

以上です。

○議長（西原 浩君） 瀧川議員。今、町長の質問の確認あったんですけどどうですか。

今の整理でよろしいですか。

○11番（瀧川榮子君） あの、ここの3番のところには、さまざまな物品、個人が持つ

ていきたいと思う物品があると思うんですね。

それで、例えば毛布っていうふうにしました。

例えばですの、その他っていうのも考慮に入れてということで、私は緊急避難所には毛布等、本当にたくさんそろえているというのを確認していますので、例えば毛布としましたけれども、その毛布でも別海町寒いですので、冬場になればこの毛布だけでは足りなくなって思う人がいれば、もしかすれば毛布も持って行きたいと思う人もいるかもわかりませんが、個人的な物でどうしても避難所に持って行きたいというような物を備蓄しておく、そういうことは可能ですかということでお聞きしました。

○議長（西原 浩君） 先ほど、防災交通課長が地域住民の意見を聞いて検討するという答弁しているので、その答弁でよろしいですか。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） それでは、一般質問を再開します。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

次の質問に移ります。

東日本大震災時、毎月1回の避難訓練を欠かさなかった保育所の子ども達は先生と共に全員が命を守ったと視察に行った時に聞きました。日頃の訓練が大きな役割を果たしています。巨大地震の切迫が問題となる中、避難訓練を更に充実していく必要があると考えますが、検討はされていますか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

幼少時期からの防災教育は、将来における防災意識の高揚につながることから、本町の保育園においても、毎月、災害時の避難方法や守らなければならない約束ごとについて、紙芝居などを使ったお話会や火災、地震、津波を想定した行動訓練を行っています。

また、コミュニティスクールでの防災訓練や小学校での防災学習、1日防災学校など職員を講師として派遣し、コロナ禍においても、可能な限り防災教育の関わりに努めているところです。

新型コロナ感染拡大の収束の兆しが見えない中ではありますけれども、次年度の津波防災訓練等の実施に向け、関係機関の協力を得ながら、各地域において多くの方が参加できるような訓練計画を検討しているところでございます。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

自治体が主導して大きな防災訓練をするということも本当に必要だと思うんですけども、保育所ですか、保育所で月に1回、紙芝居とかいろんなもの使って防災訓練をしているということですか。

そこのところは、小さな固まりですね、先生と子供たちということで。

津波というのは本当にいつ来るかわからないし、来るとすればもう一気に来るというようなことの中で、避難所は近いとはいえ、一般の住民の人が避難所に行くことを常

に心にとどめていないと、避難するというのは腰が重いものだと思うんですが、自治体が出した大きな防災訓練の他に、地域住民が主体となって自分達で防災訓練をしていってほしいというようなことを呼びかけていくというようなことはあるかどうか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

もとより、災害に対する訓練につきましては、自助・公助と二つの種類があるかと思えますけれども、近年におきましては、自助という思いから自主防災組織の育成に力を入れてきましたところであり、また、その思いについては、海岸地域の町内会の皆さんには特に根づいているということで、自主的な防災活動については、常に危機意識を持って取り組まれているところでございます。

これまでも、あらゆる場所で申し上げてきましたけれども、自主防災組織の強化活動というものが、今後の災害に対する一番の災害の被害を未然に防ぐ役割だと認識しているところでございますので、引き続き、それらの啓蒙については続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい、次の質問に移ります。

2問目として、「働きやすい職場であるために」。

別海町では「いのちささえる自殺対策行動計画」が平成31年3月に策定されました。

自殺総合対策における当面の重点施策の中には、勤務問題による自殺対策を更に推進するという項目があり、長時間労働の是正、職場におけるメンタルヘルス対策の推進、ハラスメント防止対策が記されています。この間にも道内の自治体職員の自殺が報道され、先日も他の自治体で自殺した職員に対しパワハラがあったのではないかという報道がありました。

セクハラやパワハラがあってはならないと上司の立場の方は認識されていることと思えます。意図しない所で起こるパワハラなどをより気づきやすくし、パワハラを防ぐためにどのような研修を受けておられますか。

○総務部次長（入倉伸顕君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（入倉伸顕君） この御質問は、私の方からお答えさせていただきます。

職員へのハラスメント防止対策として、平成29年に「別海町職員のハラスメント防止等に関する要綱」を作成しています。

この要綱の中で、所属長の責務として「所属職員の育成及び能力開発が管理監督者としての責務であることに留意するとともに、自らの言動、行為等がハラスメントに該当することがないように配慮しなければならない。」こと、「ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。」と規定しているほか、「ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他ハラスメントに対する所属職員の対応に起因して、当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。」ことなどを規定しています。

職員の育成に向けた研修の実績としましては、北海道市町村職員研修センターの研修プログラムの中で主査職を対象とした指導能力研修、及び管理職を対象とした管理能力研修に毎年計画的に10名程度参加しており、研修の中で部下への接し方を含めたハラスメントに関する研修を受けている状況です。

今後も、これらの研修への参加を計画的に進めるとともに、講師を招いたハラスメント研修や、「いのちを支える別海町自殺対策行動計画」を所管する福祉部と連携を図りながら、人材の育成に向けたゲートキーパー研修会の開催などに計画的に取り組んでいきます。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

さまざまな研修がされて、人材育成がされているということなんですけれども、この研修を受けた人たちが管理職とか上に立つ人間だけじゃなくて、職員全体に研修してきたことを下ろしていくとか、みんなでその情報を共有するっていうようなことは、どのような形でされているのかお聞きしたいです。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

御質問のとおりハラスメントに関する注意喚起というものは上司のみにかかわらず、職員全体の問題として認識をする必要があると考えております。

ハラスメントが起こりうる起因となるものとして、例えば長時間労働の体制であったり、あるいは組織全体としての危機意識の問題であったりというふうないろんな要因が考えられるかと思っておりますけれども、これら一つ一つについて、全職員で常に共有するという事象というのはなかなかつくり得ないものではございますけれども、町では毎月必ず理事者、幹部職員で構成をする拡大庁議を月の初めに開催をしております。

その時に、全体で各部署における問題を共有し、その後必ず部内においてそのことを話題に協議をする形というものを各部署でとっているところでございます。

それらの機能を通じまして、職員全体として庁内全体として問題を共有できるよう、今後も進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

2点目に移ります。

煩雑な仕事の中で、気持ちよく働ける職場として、職員個々人がパワハラなどを防ぐため、気をつけておられる事を感じたことが何度もあります。また、職員同士の会話から、人間関係が良好な状態にあることも感じています。しかし、見えないところで悩んでいる人がいるかもしれません。

悩みの情報をくみ取り、相談する事のできる環境や逃げ道が検討されているかお聞きします。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 先ほども答弁の中で申し上げましたが、別海町職員のハラスメント防止等に関する要綱の中で、苦情相談への対応を規定しており、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談に対応するため、総務部に苦情相談窓口を設置をしております。

また、職場以外の相談窓口としても、ハラスメントやメンタルヘルスに係り、北海道市町村職員共済組合「心の相談・からだの相談窓口」、北海道精神保健福祉センター「こころの電話相談窓口」や中標津保健所をはじめとした「ストレス相談窓口一覧」を作成し、職員に周知するなど、見えないところで悩んでいる人、職員が相談しやすい体制の整備を図っております。

また、職員のメンタルヘルス対策として、産業医、衛生管理者である保健師を含めた「別海町職員衛生委員会」において、対応や未然防止対策を行っているところです。

さらに、町保健センターでは、全町民を対象とした予約制の心の健康相談も行っています。

このほかにも、職員がメンタルヘルス不調になることを未然に防止することを目的として、職員個々へのストレスチェックを毎年実施し、職場、職員のストレスの程度を把握し、職員自身のストレスへの気づきを促しています。

今後も、これまで行っている取り組みを進め、庁内の連携を図りながら、健全な職場環境の確保に向けた取り組みを推進を行ってまいります。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

総務にある相談室だけではなく、自分の職場の中にある相談室では言いにくいようなこともきっとあると思いますので、その時には様々なところへつなげていくことができる相談窓口があるということ、職員の皆さんもわかったと思いますし、一般の住民の人達もそれだけたくさんあって、安心して相談できるということがわかると思いますので、広報べつかいにもね、心の相談室というんですか、それがいつも載っていますので、ぜひ継続して続けていただきたいというのと、職員のメンタルヘルスが健全であるようにということで、これからも継続して、対策をとっていただきたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（西原 浩君） 以上で11番瀧川榮子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1時35分 休憩

午後 1時43分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、7番木嶋悦寛議員、質問者席にお着き願います。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○7番（木嶋悦寛君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

通告に従いまして、質問させていただきます。

本日は大きく2点の質問でございます。

1点目が、「新型コロナウイルス対策について」です。

先ほど中村議員の時もありましたように、2週間前の通告になりますので、内容はそのまま質問させていただきます。

新型コロナウイルス対策について、以下の5点について伺います。

1点目です。

北海道では6月20日に感染者情報に係る公表方法等の変更を行いました。

毎日の公表では個人ごとをやめ、振興局ごとに非公表の数字は無くすべての陽性者数の公表が行われるようになりました。また、市町村ごとの数字については一週間まとめて公表することになっています。しかし、日常生活や事業活動を行う上で必要としているのは毎日の情報であります。国からはより身近な地域単位での感染状況の分析・評価を重視して専門的見地からの議論を進める方向性が示されているわけですから、町にとって町民の命と利益を最大限守るために個人情報に配慮する中で毎日の新規陽性者数を公表していくことは必要なのではないのでしょうか。

また、コロナ対策の会議が開催された際には速やかに会議結果を公表し、町民に正しい情報を示すことが重要であると考えます。現行では、対策連絡会議が開催されても会議録の公開までかなりの時間を要し、速やかに町民に対し情報が提供されているとはいえない状況です。

町立別海病院では、コロナ感染者の入院数を毎日更新するという町民目線に立った素晴らしい取り組みもされているので、同様な取り組みを期待するところです。

新型コロナウイルス感染症情報の公表について、町の考えをお聞かせください。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

法に基づき、北海道知事が行う感染者情報の公表については、議員が述べられたとおり、従前の本人の同意が得られた内容について、患者の年代や性別等を感染者ごとに振興局単位で公表をするという方法から、6月20日以降、毎日の公表では、振興局ごとの人数等を公表し、1週間に1回、市町村ごとの7日間累計感染者数を公表する方法に見直されました。

見直しに至る過程では、北海道議会においても「振興局単位の公表では実態把握につながらない」「身近な場所で感染者が発生していても、地域住民が危機を感じる事が難しい」など、様々な議論があったと伺っており、また、市町村に意見を求められた際には、本町からは「1週間に1度の市町村ごとの公表では、公表までの間に誹謗中傷が起こる可能性があり、地域住民の不安要素の払拭には至らないことから、毎日の公表において速やかに市町村名を公表すべき」との意見を提出しております。

このような経過をふまえた中、北海道では、「北海道新型コロナウイルス有識者会議」の意見も参考とし、それらの知見等を考慮したうえでの整理として、申しあげました内容の見直しを行ったところです。

しかしながら、根室管内における昨今の急増する感染者の増大を鑑みても、身近な感染状況を公表することは有用であり、8月28日に開催された「新型コロナウイルス感染症に係る市町長と根室振興局長とのオンライン会議」において、管内各市町長からは根室振興局長に対し、市町村別感染者数を1週間ごとではなく、日別に公表することを再考する

よう改めて強く求め、振興局長からは意見を道に伝える考えが示されました。

町といたしましては、現状の一定の制約がある公表のルールにあっても、ホームページで別海病院における陽性患者の受け入れ状況を毎日更新するなどして、危機感を町民の皆様にも少しでも認識していただけるよう日々努めているところでございますが、今後においても、会議結果の速やかな公表も含め、有用な情報の提供に引き続き工夫を重ねていきたいと考えております。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） 管内市町からそうしたことを、日別の公表について、今、道に申し出たってということを聞きましたので、皆さん一様にそういうことに関しては考えておられるんだということは確認できました。

私達もまさしく、事業活動をやっていく、それから企業生活をやっていく中で本当に切実にそうしたことを思っているわけで、やはり危機回避をするためには、最低限必要な情報であると思っておりますので、今後工夫を重ねていくということを確認させていただきましたので、それについては期待をして、検討を重ねていただきたいというふうに考えております。

次の質問になります。

2点目です。

8月27日北海道が緊急事態宣言地域に追加されました。

本町は、一般措置区域ではありますが、緊急事態宣言下で一定の措置を講ずる必要があります。特に、新型コロナウイルスの変異株であるデルタ株が従前のアルファ株と置き換わることにより感染力が爆発的に高まっていることから、感染対策の強化が必要であると考えます。

デルタ株は、医学的なデータを見ると従来株に比べ感染力が2倍以上、感染時の体内のウイルス量が1000倍、1200倍とも言われており、若年層への感染や重症化のリスクも高くなっています。

町では具体的にどのような感染対策強化をされているのか伺います。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

国内において、新型コロナウイルス感染症が感染拡大する中、まん延を防止し町民の生命及び健康を守るため、本町における感染対策としては、まず第一に国が進めるワクチン接種を実施しているところでございます。

医療関係者、高齢者の方から順次実施してきたワクチン接種については、8月末で満12歳を迎えた小学生へ9月2日に接種券の発送を終え、これをもって接種対象となる方々への発送は完了したところでございます。

なお、10月末までには、2回目の接種の完了を見込んでいます。

次に、先ほど中村議員への答弁でも申し上げましたが、町立別海病院と協議を重ね、町内の職場や学校等を対象とし、申請に基づき抗原定性検査キットを配付する検査に関する施策を行い、感染対策の強化を進めています。

このほかにも、感染予防や感染対策に効果的な施策の検討について、今後においても、

定例で行っている医療関係者との協議をはじめ、庁内各組織が連携を図り、本町の感染対策を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

ワクチン接種の進捗の状況、それから抗原定性検査キットの配付とこれについては一定の評価ができるのかなというふうに思います。

昨日、私も自分の職場のためにですね、定性検査のキットを30セットほどいただきました。

だからといってですね、今回、感染力が強くなったデルタ株に対する、そうしたものに対するその感染防止対策になっているとは思えないですね、それについては。

なので、具体的にデルタ株になって、感染力はすごく強くなっている、高まっているということに対しての具体的な対策が町内で行われているのかどうか、会議録を見てもこれまでと同様に感染対策をしていくということしか読み取れないので、そうした感染対策の強化、具体的な強化について、どのように考えておられるかを聞かしてください。

○副町長（佐藤次春君） はい。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） お答えいたします。

今、木嶋議員のデルタ株になってからの感染の予防対策の強化ということですがけれども、御存じのとおりそのようなことが言われて少し時間たちますけれども、国においてもなかなかこれぞというものを示しているわけでもありませんし、北海道におきましても、現在、まん延防止から緊急事態宣言に移行したという中であっても、やはり基本的な対策をしっかりとするということが原則になるんだろうというふうに思います。

ただ、今、少し言われているのが、2回ワクチンを接種しても、さらに陽性になる人が出てきていること、ブレイクスルー感染とも言われますし、あと、飛沫による感染ということがずっと言われてきておりましたけれども、エアロゾル感染ではないのかということですね。

そうしますと、やはり対策というのは、今までとっていたことでは十分ではないのではないかと、国の方でも今検討されているんだというふうに思います。

町の方としましては、今、次亜塩素酸水の空中散布といいますか、そのようなことも、厚生労働省ですとかでお勧めできないというような通知があったことから、ほとんどの公共施設でも今使われていませんけれども、実は、つい最近この取り扱いを変更するというようなことが決まったという情報もあります。

そうしますと、これまで使ってなかったようなこういう空気を清浄するというような機器も少し見直しをしていく必要があるのかなということで、実は、この次亜塩素酸水も散布器を事前に町の方でも用意をしたところでございます。

正式にそういうものが、使っていいというふうに近々通達も出るというふうに聞いておりますので、いち早く、そういうものも活用しながら、感染の拡大防止に新たな局面に入ったということを認識しながら対応していきたいというふうに思っておりますが、今、何か新しいことを取り組んでいるかと言われたら、現実的にはなかなかそこまではいっていないというのが現状であります。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） 実際、国から示されているのも、先ほど中村議員の質問中にも出ました。ディスタンスを2メートル以上にしましょうというようなことぐらいしか具体的には出てないですね。なので、確かにそうした中で町が独自のものを持っていくということは、確かに難しいと思います。

今、副町長からも答弁ありましたように、これから先のことを見据えていろいろ用意しているということですので、さらにいろいろ工夫を重ねていただきたいというふうに思います。

3つ目の質問です。

管内の他の3町では公共施設のほとんどを9月12日まで休館としていますが、別海町はそうしませんでした。

他町と足並みをそろえ感染拡大を防ぐことは、広域での対策が必要な新型コロナウイルス感染症だからこそであり、しっかりと人流を抑えていくことが大切であると考えます。

ほとんどの施設を利用可能とした町の考えをお聞かせください。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

このたびの緊急事態宣言の発令及び延長の発令を受け、町では、食品の加工体験等を行う施設は9月12日まで休館に、公園施設等でのバーベキュー等飲食を伴う利用は引き続き中止に、ふるさと交流館は、飲食店等に要請されている営業時間に合わせた時短営業を行うことに加え、密になる状況回避のためサウナ室の使用を中止としました。

また、中央及び西児童館は、放課後児童クラブのみの利用に制限し、学校開放事業については、休止をすることなどを決定したところです。

これら以外の公共施設については、万全なコロナ対策を講じた上で、町民に限定をし、開館を継続することとしました。

これは、町民の6割以上が既に2回のワクチン接種を行っていることや、これまでも町民の方々が感染防止対策を十分行っただけで利用していただいていること、また、感染をされた方の保健所が行う疫学調査においても、公共施設の利用を起因とする感染を認められる明らかな調査結果はなかったことなどから、判断をしたものです。

もちろん、施設を開放しても決して感染することはないと楽観視したものではなく、利用を制限するという公衆衛生上の必要性と、長きにわたるコロナ禍での町民の日常生活に、さらなる制限を課すことが与える精神的ストレス等の影響を比較した中で、ウィズコロナにおける社会生活の維持等も見据え、判断をしたところです。

施設の利用に当たっては、これまでも町民の皆様をお願いしてきました、基本的な感染防止対策である体調の確認、マスクの着用、手洗いなどの手指消毒などのマナーを遵守していただくことを引き続き推進してまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

この件については、ずっと町長の行政報告の中ですとか、さまざまな場面でその理由に

ついて説明がされてきたところです。

ただ、やはり先ほどの質問にもあったように、デルタ株に置き換わった中で感染力が高まったと。そうした中で、その対策が明確でない中で、果たしてこの公共施設を開けていいのだろうかということは、やはり一考すべき。

もちろん、先ほど答弁の中でありましたように、住民の方のストレスを軽減することも考えていくこと、これについては開けていただいたおかげで、私達も本当にその恩恵には預かっております。

子供たちもストレスなく毎日の活動できたりとか、それは本当にありがたいと思っておりますが、やはり先ほどありましたブレイクスルー感染、それから飛沫だけでなく空気感染に近いような状況が起きているという中で、やはり他町からの来訪を抑えてということを町民に限定してということなんですけど、それについては本当に今すべきなのかなという事は感じておりました。

幸いにも、その後感染の広がりがなく、現在は大分落ちついてきておりますけど、やはり命というものに変えることはできないんじゃないかなというふうに思いますが、その辺りの考えがなかったのかどうか。

それは、それを考えての上でのことだと思うんですけど、実際には私達町民の多く、多くの町民というか私が知る限りの人達は、やはりそこを一考して欲しかったなという考えです。

町長、何かもう少し説得力のあるお話というか、それをちょっと聞かせていただきたいなと思うんですね。

町長せっかくですから、他町の話が多分あったと思うんですね。中標津町とか羅臼、標津町の首長たちとの話が多分あったと思うんですね、その中でそれぞれに任せるみたいな感じになったのか。それとも、全然そんな話もなく、別海町は独自にこういう対策を決めたのか、その辺りちょっと聞かせていただきたいと思います。

○町長（曾根興三君） 議長。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 木嶋議員の御質問ですけれども、公共施設の開放云々については道からの指示事項の中で、緊急措置地域は公共施設は閉鎖してもらいたいという内容であり、一般の措置地域は市町村それぞれ独自に検討し決定してほしいという内容でした。

それを踏まえて、私は今現在の根室管内の状況を踏まえた中で、市町村単位でクラスターが起きてないのはうちの町だけなんですね。

やはり、それは町民の方々が、しっかり感染防止を徹底していただいていると。それは、町民の方々の意志によって、そういう行動をしていただいているというふうに町民を信じております。

そういった中で、ワクチンもどんどん増えていく中で、いつまでも公共施設を閉めるというのは、閉めるというのは使わせないということなんですけども、開けるということはいないということではないんです。使ってもいいですよということなんです。

ただし、使う時には感染予防の徹底をしてくださいよと。そういうことを、お互い一人一人がしっかり責任を持ってその対策を打ってくれるなら、施設を使ってもいいじゃないですかと。そういう考え方です。

ですから、もちろんその感染の危険性があるということも議員おっしゃるとおり、それも大きな要因の一つです。

ただし、先ほど部長が答弁したように、町民のストレスが溜まってきているのも事実です。

そしてまた、全道大会につながるクラブ活動はいい、ここだけの大会はだめだとかってそうやって区別するのはいいけども、じゃあ、どこが感染対策の関係からいったら違うのかと。

そういうことも一つ一つ懸念した時に、できるだけやはり町民の自らの責任で自らの行動を決定する。そういう町民であってほしいと、そういう思いです。

行政がすぐ何かをやるな、これは閉めるというようなことは簡単ですけども、常日頃から住民自治、そして町民は自らしっかり行政と連携して、まちづくりをしようという信念というか、そういうまちづくりの理念が住民自治基本条例にも盛り込まれています。

これはやはり、町民自らは自分たちの行動を自分たちで制限できるよと。そういう町民の方々がたくさんいるという思いで、私はそこを尊重し、行政が施設を閉めると強制的にするのではなくて、使える方法をとるのであれば、使ってもらっていいですよと。

ただし、その時に皆さん一人一人他人に迷惑をかけない、感染しない、感染させない、そういう体制を責任を持ってしっかりやってください。

うちの町民はやれる町民だというふうに私は信頼して、施設を開放することにいたしました。

ただし、この間に、もしクラスターが起きるようなそういう気配なり情報が入ったら、それは速やかに施設の開放を停止するというような対策も打っていかなくちゃならないと、それは考えております。

今のところ、この12日までは大きなクラスター等は起きておりませんが、これから、木嶋議員おっしゃったように、変異株が大変強くなってくると、感染のリスクも高まってくると思いますので、そこはやっぱり、各施設管理者にもしっかり情報収集しておきなさいということは言っております。

大きく広がらないように、ましてや、できるだけ感染はその施設内では起きないようにそういう体制の中で、町民の方々に利用していただくことが一番だというふうに思っておりますので、町民の皆様方の自主自立のその精神で、自らがしっかり決めていこうということを期待して、施設をとりあえず開放するという方針にしましたので、そこら辺は御理解をいただき、皆様方からも町はそういう思いで、町民一人一人が皆感染防止はやってくれるよと、そういう思いを込めて、今回の措置をしたということを御説明していただいて、そんなふうに願っております。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

ぜひですね、そういう町長メッセージをしっかりと町民に伝えるような工夫をしていたきたいなど。

今までそういう言い方はされてないですよ、公共施設はこういうことを気をつけて開けますということしか書いてない。

だから、町長が今言われたことはもう少し進んだ中身ですよ。

そういう自主自立した皆さんだったらできるということを先ほど言われましたよね。

それを信じて、私たちは開けるんですというところは、なかなか伝わってこない、

メッセージの中には。

そういうことをきちんと盛り込んでいくっていうことも、大事なのかなというふうには感じました。

ただ、よく自助、共助、公助と言われますけど、私はこれは順番ではなくて、横並び、一つの円の中にあると思っています。

これが、3つ相まって、まちづくり、協働のまちづくりになるんだと思ってますので、自分が今まで進めてきた協働のまちづくりの取り組みの中でも、それを強くいつも感じながら取り組んでいました。

だから、まず自助で何かをすると、それでだめだったら共助する、最後に公助があるということではないと思うんですよ。

三つが相まって、初めてその時の住民が自分の力で動きながら、助け合いながら、そしてそこに公助はついていると、そういうことだと思いますので、ぜひ、その辺りしっかりとした情報発信していただけたらと思います。

次の質問に進みます。（発言する者あり）……町長。

○議長（西原 浩君） 木嶋議員、質問を続けてください。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

4つ目の質問です。

コロナ対策の切り札としてきたワクチン接種も、変異株の台頭でワクチン接種済者の感染やその後の重症化についても報告がなされています。

町では、9月から抗原定性検査キットを活用してもらうよう町民への周知を始めるのですが、福祉施設や学校関係者などには優先的に配布し定期的に検査を実施する必要がありますと考えます。これはエッセンシャルワーカーと呼ばれる人たちの健康を守ることは当然ですが、クラスターを防ぎ福祉や教育など大切な機能を停止しないためにも重要なことであると考えます。

また、町職員も同様な立場だと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

○福祉部長（今野健一君） はい。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） 私の方で、お答えさせていただきます。

中村議員の質問の際にもお答えしましたが、新型コロナウイルス感染症集団感染の未然防止と事業者等が安心できる環境を維持することを目的として、「別海町医療従事者等PCR検査事業」において、町内の職場や学校等を対象に申請に基づき、無料で「抗原定性検査キット」を配付いたします。

また、検査につきましては、流行地域への往来や滞在、感染が疑われている者と接触したことによって、感染が心配される場合や軽い症状が出た場合などに、迅速に検査できることを想定しております。

早期に発見する体制を整えることで、福祉や教育等の大切な機能を停止することなく、福祉施設や学校関係者、また町職員を含む全ての職場の方々が、不安なく過ごせるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） 町職員にも必要があれば配って検査をするということで理解して

よろしいでしょうか。

○町長（曾根興三君） 議長。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 早速ですけれども、私は今朝検査をしました。

幸い陰性でしたけれども、ただ、これ3、4日たってから可能性はあるので、もう1回やらなきゃなんないなと思います。

副町長のところにも配りましたので、やっぱり幹部だけでなく、職員も感染地帯に行った場合には、そういう対応も必要だなというふうには考えておりますので、今後、できるだけ広い範囲でキットを配りたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） そうですね、やっぱり町長が一番必要とされております。

いろんなケースがあると思うので職場、福祉関係だとか学校関係とかって言われていすけど、今、例えば、御子息がオープンキャンパスとかで、学校の視察に行ったりだとかするケースも今うちの職場でも1人でいてどうしましょうとかと言っているんだけど、それは十分感染対策として行ってきて検査キットもあるから、出てくる前に検査するという話をしております。

なので、そういうことを職場だからこれはできるということなんだけど、個人になってくるとなかなかそういうのはできなかつたりとか、実際にこの町、管内含めてそうですけど、PCR検査をできるところが民間でないですから、そういったところをもう少し広く配慮できるような対策がとれたらいいかなというふうには思うんですけど、その辺り検討状況というか、どうなのかちょっと伺いたいと思います。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長

○副町長（佐藤次春君） 今回の町の抗原定性検査キットの配付っていうことは、総務部長の方からもちょっと説明あったと思いますけれども、もともとPCR検査をしたいという思いではおりましたんですけども、病院の医師等とも相談しましたら、デルタ株に大分置き換わってきた現状の中では、抗原定性検査でも、かなり、5月とかに想定していたものと比べると、相当の確率で早い時期に見つけることができるのではないかということがありました。

PCR検査をどこかで請け負うとした場合に、これまで町の方でも例えば全国大会に子供たちが出るとかという場合には、中標津の町立病院にお願いして、それなりに結構お金もかかるんですよ。

それについては、派遣費の中で別枠で助成をしたりというようなことをやってきたんですが、家族の方、例えば親御さんも応援に行きたいとかそういうふうになった場合には、これとんでもない件数と金額になるということになります。

つい最近、釧路の個人の民間病院の方で、かなり低額でPCRをやってくれる病院ができたということで、3,000円ちょっとくらいとかということが報道ありましたけども、かなり釧路管内からも予約が殺到しているというような状況もお聞きました。

残念ながらですね、根室管内においては、そういう対応をとれる病院・医療機関が確保できてない、できない、難しいっていうのが現状でございます。

町立別海病院におきましては、やはり発熱外来等もやりながら、どこか幼稚園ですとか学校で陽性者が出た場合には、やはり確定判断がしっかりとできるPCRをとということで、その場合には病院の方で協力していただいておりますけども、大体、1日15人とかが限界なんですね。

ですから、今こういうキットを配った中で、キットがもしないとしてPCR検査を受けたいとなった場合に、町立別海病院では通常の医療に影響が出てしまうというのが実態で、それを何とか避けてほしいということで、今までいろんな協議を病院の方としてきました。

標津町の国保病院についても、ちょっと確認しましたが難しいと。

したがって、例えば標津で濃厚接触者が出たときも、集中してPCR検査やろうとした時に、保健所と標津の国保病院でどうしても1日とか2日でできなかったということがあったそうです。

その分については、中標津の病院に標津の方が委託をして、お願いをしてきたっていうようなこともあるということです。

大変厳しい状況にありますので、PCR検査のできるそういう施設、機関を確保するというのは、当面難しいのかなというふうに感じております。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） 現状では、抗原定性検査キットを有効に活用していくということで、感染の拡大防止に向けて取り組んでいただくということで、お願いしたいと思います。コロナに関しては、日々刻々といろんな状況が変わってくると思いますので、情報をしっかりと入手する中で、うまく対応できるようにしていただきたいなというふうに思います。

次の質問です。

5つ目ですね。

家庭内で感染が広がった場合、例えば小さなお子さんだけが感染を免れ家族が入院してしまう場合、近くに親族がいる場合はいいのですが、そうではない場合にどのような対策を考えていますか。

町が直接関与できないことも考えられますが、北海道と連携等により万が一に備えることは大切であります。

また、これに類似したケースも十分に想定できることから、北海道との連携や町として取り組むべき部分についてどのように考えるかをお聞かせください。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

基本的な調整や指導を行うこととなる中標津保健所に確認したところ、管内においては現状、小さなお子さんのいる御家庭で、親御さんが新型コロナウイルスと診断され、入院が必要となる場合には、濃厚接触者であるお子さんも経過観察のため一緒に入院措置をとるなど、保健所と親御さんとで相談をし、お子さんの一時的な養育について対応しているとのことです。

また、親御さんの症状が軽症で自宅療養が可能な場合は、お子さんの状況に応じ自宅での養育となり、その際、自宅療養の様子を保健所が確認をし、支援が必要な場合には、そ

の都度対応することとしているとのことです。

町としましては、こうしたケースが生じる場合や、類似する事例が発生した場合は、保健所等と相互に連携し、感染された家族等が安心して療養できる体制に努めたいと考えているところでございます。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） 例えば、介護が必要なお年寄りが残されたりだとか、障害のあるお子さんが残されたりとかいろんなケースがやっぱりあると思いますので、準備しておくとか、検討しておくということは大事なかなというふうに思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

2番目の質問です。

「受動喫煙防止に関して町の取組について」伺います。

1点目です。

受動喫煙防止をマナーからルールにというスローガンのもと2018年7月に健康増進法の一部が改正され2020年4月全面施行となり、受動喫煙を防止するための具体的な対策が実施され、非喫煙者にとってだけでなくすべての人が望まない受動喫煙による健康被害を受けなくする意味で大きな進展となりました。

町内すべての公共施設（指定管理、第三セクター運営も含め）において的確に対策がとられ実行されているか、現状についてお聞かせください。

○総務部次長（入倉伸顕君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（入倉伸顕君） この質問は、私からお答えさせていただきます。

2018年7月に公布された改正健康増進法により、受動喫煙による健康影響が大きい20歳未満の方が通う学校、患者等が主に利用する病院、福祉施設や行政機関については、第1種施設として屋内及び屋外が原則禁煙となりました。

ただし、例外として受動喫煙防止のために必要な措置がとられた場合は、特定屋外喫煙場所を設置することができます。

それ以外の施設については、第2種施設として屋内のみ原則禁煙となりました。

本町の各公共施設における対策状況については、改正法の規定に基づき、屋内は全ての公共施設で全面禁煙としています。

また、屋外は病院、診療所、学校、児童福祉施設等については全面禁煙していますが、役場等一部の施設については、受動喫煙防止対策を行った上で、特定屋外喫煙場所を設置しています。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） 対策の中で義務づけられているのが表示ですね。

役場庁舎の裏にも特定屋外喫煙場所がありますね。

そうしたところには、例えば20歳未満の人の入室ができないとか、そこは喫煙所であるということを表示することが必要となっております。

建物の入口にも、禁煙の表示が必要となっております。

そうしたことが全て行われているかどうか確認させてください。

○総務部次長（入倉伸顕君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（入倉伸顕君） 今の質問にお答えさせていただきます。

法律において、特定屋外喫煙場所ってというのが要件がありまして、1つ目は、喫煙をすることができる場所が区画されていること。

2つ目は、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること、今おっしゃったことですね。

最後に、第1種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。

この要件全てを満たして、特定屋外喫煙場所としております。

役場の施設については、これら全てを満たしております。

以上です。

（発言する者あり）

○総務部次長（入倉伸顕君） 不足部分について説明させていただきます。

表示につきましても、設置しております。

すいません。該当する施設につきまして、表示しております。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） これは分煙するということで、受動喫煙を防止するという意味はあると思うんですが、実は受動喫煙には「呼出煙」、いわゆる息から出る煙があります。

それは、喫煙後30分程度有害な物質を吐き出すと言われておりますので、例えば分煙された状況でも、そのまま職場の席に戻れば周りに有害な煙をまき散らすという結果になることは御存じだと思います。

そこについて、これは受動喫煙防止の観点から言うと非常に重大なことなのかなと思いますので、何か対策をとられているか、それとも対策をとれずにいるのか伺います。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

健康増進法の一部を改正する法律に基づくものとしての特定施設ということで設置をしております。

細かな科学的、医学的な部分の健康に害する状態云々の部分について、法律の規定がそこまで縛っているものではない部分については、具体的なものを定めていないという状況になっております。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） できれば、喫煙される方は登庁する30分以上前に喫煙を終えるとか、登庁後に喫煙するとかそうしたコントロールが必要になってくるのかな。

これはやはりマナーの部分だと思います。ルールに限定されていないと思いますけど、マナーの部分であると思います。

そういうコントロールができない方については、やはり治療が必要じゃないかなというふうに思いますので、ぜひ、その辺りを考えていただきたいと思います。

2点目の質問です。

この受動喫煙防止対策については基本的に北海道が行うこととなっていますが、実際に町民の生活に寄り添う町の果たす役割も大きいのかと考えます。

町として、町民の健康を守るための受動喫煙防止に向けた考え方や取り組みをお聞かせください。

また、今後予定することがあればお聞かせください。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

北海道では、令和2年3月に「北海道受動喫煙防止条例」を制定し、全ての方に望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指すこととし、道、道民、事業者及び関係団体がそれぞれの責務の下、共同しながら受動喫煙防止対策を推進することとしております。

また、市町村が設置する施設については、各施設の業務内容や設置目的等に応じて、適切な対策を講じるよう北海道から求められていることから、これに基づく対応をしているところです。

町の取り組みとして、町保健センターでは、喫煙前の早期介入が重要なことから、高校生の健診結果説明会で喫煙の有害性について、説明をしているところです。

今後におきましても、改正健康増進法に基づく適切な受動喫煙対策を継続することで、喫煙をする方もしない方も、お互いに尊重し合い、気持ちよく過ごせる環境をつくっていきけるよう取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） 受動喫煙ゼロを目指すというふうに今答弁ありましたので、ぜひそこに向けて進めていただけるよう期待しております。

よく喫煙される方は、俺にも吸う権利があるんだということを言われますけど、こうした権利とか自由というのは、誰かの健康被害の上に成り立つことはないということだけ皆さん御承知おきいただきたいなというふうに思います。

本当に気持ちよく過ごせるように、その環境を整えていくことというのは、町民の生活が健康で豊かな生活をつくる上で必要なことだと思いますので、ぜひこの受動喫煙防止に向けて、しっかりと取り組んでいただけたらと思います。

以上を申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で7番木嶋悦寛議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時37分 休憩

午後 2時46分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、5番外山浩司議員、質問者席にお着き願います。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○5番（外山浩司君） 議長。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1番、「学校生活について」。

東京オリンピックが閉会しましたが、あるオリンピック役員や市長から女性軽視発言やジェンダー平等に反した行動があり、社会から批判を浴び役員辞職や謝罪会見がありました。オリンピックでは「多様性と調和」を掲げ取り組んできましたが、「男性中心の組織・決定」などジェンダー平等とかけ離れた大人の行動が見られたことは残念であり、国際社会からも非難を受けました。

学校生活に目を向けると出席簿では、以前から男子の氏名が先にあり、入学式や朝の会で呼ばれていました。先生から呼ばれる時には「〇〇くん・〇〇さん」と別々になっています。以前、中学校の合唱コンクールのステージ発表の時に「男子は学生服、女子はスカートで統一しよう」と学級会で決めかけたクラスがありました。そのクラスには、今までスカートを身につけたことがない女子生徒がいました。入学後もセーラー服にズボンやジャージを身につけ学校生活を送っていました。担任のアドバイスにより、スカートの件は考えが見直され全員で歌い終えることができました。

子ども達の学校生活について、2点質問いたします。

まず、1点目でございますが、社会的・文化的につくられる性別「ジェンダー」への取り組みは、道徳教育を中心に学校の全教育活動で行われていると思います。それらと並行して「男女混合名簿」や「児童生徒に対して〇〇さん」での呼び方に統一するなど取り組んで行くべきだと考えますが、教育委員会の考えを伺います。

○教育長（登藤和哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） はい。

この質問につきましては、私の方からお答えをさせていただきます。

学校における性同一性障害に係る児童生徒への支援については、平成22年に文部科学省から、「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」の通知が発出され、社会的関心も高まる中、学校においても対応が求められるようになってきました。

平成27年には、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知で、呼称の工夫や自認する性別に即した服装を認めるなど、具体的な事例を示し、性同一性障害も含めた性的マイノリティである子供への配慮や支援が求められたところでございます。

本町の小・中学校では、令和元年度に5校であった男女混合名簿の導入校が、今年度は10校に倍増しており、残りの学校も導入に向けて検討しております。

また、児童生徒を「さん」付けで呼ぶなどの呼称の統一を進めている学校では、授業や会議等フォーマルな場面で「さん」付けを推奨したところ、一気に浸透した感があるとの報告を受けているところでございます。

教育委員会といたしましては、性同一性障害に係る児童生徒やその保護者から学校に対して相談が寄せられた際は、学校における体制整備や支援の状況を聞き取り、必要に応じて医療機関等とも相談しつつ「サポートチーム」の設置など、適切な助言を行ってまいります。

以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） 保護者等から相談があったら、委員会等通じて対応していきたいという回答がありましたが、スカート・ズボンの話がありましたけれども、小学校まで活発にしていた女の子が中学に入ると、たまたま自分がいた時に相談があって、校長の判断でそういう規則を改正したんですけれども、他の子供たちは知らなかったと。

それで、よく合唱コンクールという、そういう統一してくださいということがあったんですけれども、その担任の配慮で事なきを得たんですけれども。

ジェンダーというか、男の子、女の子、普通の子、そういうことについてですね。皆さんもそうだと思うんですけれども、昭和生まれで小学校教育を受けてきたと、子供たちの男の子、女の子に対する意識というのも様々であったというのが、今、学校教育では変わりつつあるのかなとそういう実態をしているんですが。

今、10校と6校ということで、それぞれ学校の取り組みでと回答があったんですが、自分調べてみて学校によっては、ベテランの先生がやはり固定観念を持っていて、なかなか子供たちを「何々君」、「何々さん」とかですね、また、子供との距離感というか愛称という感じで「誰々ちゃん」だとかという実態も見られるんですね。

そこで学校の取り組みなんですけど、一歩強めて教育委員会として、町全体のものとして、まず「さん」づけですね。

今、混合名簿10校ということでしたので、残りの学校のことについて、教育委員会と校長会、教頭会とありますのでその辺りと連携しながら、町全体としての取り組みとして何かできないでしょうか。

○教育長（登藤和哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） はい。

お答えをさせていただきます。

まず名簿についてなんですけど、名簿についてはもともと学校の判断で使用してきたもので、文科省や教育委員会の決定ではないというものでございます。

しかし、外山議員言われたとおり、子供のジェンダー感に影響がないとは言えないものでございますので、男女混合名簿あるいは認証代名詞「さん」づけに統一することによって、心が穏やかになったという研究事例もありますので、この部分につきましては、効果的手法と認識をして、校長会とも議論をしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） 今、教育長の方から心が穏やかになったという事例が出されましたけども、今回調べてみて古い学校で10年ほど前に新卒の女性の先生が入ったんですね。

女性の先生が、やはりクラスの子供たちを「さん」づけで呼んでいくことによって、周りは従来だったんですけれども、その学級の変容、穏やかな変容がすごく子供たちが変わっていたと。

そういう変わり様を教頭先生が仕事を見ながらやっていって、それから数年たって今の取り組みになっていますが、そのへんやっぱり取り組んでいただきたいと思います。

それでは2点目、呼び方で「〇〇さん」に取り組んでいる学校では「保育所や幼稚園から入学してきた低学年の指導が難しい」とありました。今度、横との連携を図り保育所・幼稚園での取り組みも必要ではと考えますが、教育委員会の考えを伺います。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

この御質問については、私の方からお答えいたします。

幼稚園や保育園における呼称の在り方につきましては、発達段階を考慮しながら、より慎重に対応する必要があるというふうに考えております。

このことから、幼稚園や保育園における子供たちの呼称については、子供たちの実態を日々捉えております各園が判断することが適切であるというふうに考えております。

一方、議員御質問の点についても、アプローチカリキュラムやスタートカリキュラムの一環として捉える中で、保幼小の連携を一層図るとともに、家庭との連携や協力を得ながら取り組むことで、いわゆる小1の壁となることなく、児童が戸惑わずに学校での学びに適応できることが重要であるというふうに考えております。

以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） 保育所や幼稚園ということで提案して、実情を聞いてみたんですが、やはりなかなか難しいってということもありましたので、これで当分の間は仕方ないなと思います。

ちょっと今、ジェンダーということですね、さっきベテランの先生方の学校での取り組みということで、ちょっと1番に戻るような感じになるんですけども、先生方の間でも、かなり年齢差、また、学習によっては違いがあるかと思うんですけど、先生方に対して教育委員会側から、資料なり研修会というそういう学習の機会を催してはどうかと。

ただ、このジェンダーという言葉は学習指導要領の中には、現在は入っていないんですよ。

それで、なかなか校長の裁量の中では、取り組む人もいるかと思うんですけども、今回オリンピックもありましたし、今総裁選が行われていますが、先日のNHKのアンケートでは、新総理に望むというものの中で、コロナ対策が40数%、経済対策が41%、ずっといって、5番目か6番目にジェンダーと多様性っていうのがわずか2%だったんですけども、入っているという実態があります。

それで、やはり今こういう機会、オリンピックもあったということも機会ですし、もう自分たちも含めて、大人、子供たちがですね、男女について考えるべきではないかと思っ、て、まず先生方へということで、そういう研修の機会、情報の発信ということは教育委員会から行ってはどうかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（西原 浩君） 外山議員、通告から外れているので、また別の機会に確認していただくということよろしいですか。

○5番（外山浩司君） はい。

今、順番的にはちょっと逆になりましたが、別な機会に対応します。

それでは2番に移ります。

2点目、「ギカスクール構想のタブレットの運用について」。

ギガスクール構想がスタートして児童生徒にタブレットが1人1台配布され授業で活用され、子ども達の学習意欲や理解の一助を担っています。この夏休みには、モデル校の6年生が自宅に持ち帰り「朝の会」を数回行いました。保護者からは「いつもより早く起きた。担任の先生と話してリズムのある1日になった。」などと好評でした。新型コロナウイルス感染予防防止のために北海道にも緊急事態宣言が出されている中で、幼稚園、小学校、中学校の子ども達の感染が広がっています。

コロナ禍におけるギガスクール構想のタブレットの運用について、2点質問いたします。

1点目、タブレットを持ち帰った場合については、通信費の保護者負担があります。また、一部家庭では「Wi-Fi」の機器がない家庭もあります。機器の貸し出しを行っている町もありますが、家庭の自己負担について質問します。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 機器の貸出しについて、本町では、就学支援を受けている御家庭に対し、ルーターの無償貸出しや年額1万2,000円の通信費を補助しています。

また、一部、家庭の端末をインターネットにアクセスさせるための通信費を、就学支援受給家庭以外にも負担している自治体もあるようですが、本町では、道教委からの通知に基づきまして、措置をしているところであります。

また、教育委員会では、町の広報誌等を通じて、各家庭における通信環境の整備についてもお願いしてきたところです。

一人1台端末の整備について、本町では、昨年度末までに完了しまして、本年度当初から各学校において活用が始まっております。

また、家庭への持ち帰りについては、児童生徒が十分に端末の操作方法を習得できた上で実施する必要があることから、2学期以降の持ち帰りを想定して、ガイドライン等の整備や持ち帰り用のバッグ、それから充電ケーブルの整備も行っていました。

さらに、新型コロナウイルス感染症による臨時休業等に備えまして、4月以降、緊急的な措置としての持ち帰りを想定した指導を各小・中学校に対しても行ってきています。

また、令和3年8月の道教委からの通知において、「臨時休業を行う場合、学びの保障の観点から、可能な限り予定していた時間割のとおり学習を継続できるようオンライン学習を実施すること。」というふうにあることから、各学校における説明を通じて保護者の理解を得ながら、積極的に進めていく必要があるというふうと考えております。

以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） はい。

今、徐々に進めているということで、ガイドラインの作成中という答弁がありました。

ここにも書きましたけど、やはりやることによって、すごく好評だったと。

保護者にとっては、リズムがあるということもそうだし。

ただ、地域によっては電波障害、フリーズが起きたりですとか、うまくつながらなくなった中で、通信料、通話料の問題が出てきてですね、親は義務教育という言葉使ったんですけど、聞いている範囲では授業以外に自分たちが勝手にそれを使うことによって発生していたことを伝えているわけなんですけど、親が仕事に行っていたり、不在の中での子供

の利用ということで、ガイドラインを整備中ということでしたので、その中で保護者に十分伝わっていけばですね、それでいいと思うんですけども、このガイドラインについてはいつ頃完成予定になっているのでしょうか。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 今回のガイドラインの件ですけれども、既に学校通じて保護者の方には通知されているものというふうに理解しております。

以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） ガイドラインというか、名前によってはタブレット持ち帰りのルールとかですね、他校とか他県なんかでも出ているんですけど、そこで一番心配しているのが、万が一扱い方によってはタブレット端末を壊してしまう。それについては、基本弁償ですよと。

当然、そういうルールでなければ成立していかないんですけども、低学年から高学年、中学生という中で、万が一の時に保険関係みたいな、その親の負担が少なくなるような対応等については取られているのでしょうか。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） ただいまの御質問ですけれども、持ち帰ったタブレットに関してですが、重大な瑕疵がない限りは、基本的には公費で修理等を行うというふうに規定をして、その旨保護者の方にも通知しているところであります。

以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） 万が一の時、公費対応ということで、大変いい対応だと思います。

次の質問です。

2番目、高学年や中学生になると家庭に持ち帰り保護者のいないところで、学習に必要なサイトへアクセスすることも考えられます。対応策などについて質問します。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 本質問については、主として有害サイトへのアクセスを懸念した御質問なのかなというふうに思いますが、本町では、有害サイトフィルタリングソフトを導入し、児童生徒用の端末からは、それを介してのみインターネット上のサイトにアクセスすることが可能となっております。

このソフトは、カテゴリごとにサイトにアクセスできないようにするフィルタリングをかけることができる設計となっております。そのカテゴリにつきましては、教育委員会において設定しております。

具体的には、性やポルノ・アダルトサイトに関する「アダルトマテリアルカテゴリ」、武器・凶器やテロリズム等を含む「犯罪・暴力カテゴリ」、そして「自殺・家出カテゴリ」、フィッシング詐欺などの「不正IT技術カテゴリ」、出会い・掲示板・SNSなど

の「コミュニケーションカテゴリ」などであります。

こうしたサイトにアクセスできなくなっていることから、相当程度、有害サイトへのアクセスが回避できるものというふうに考えております。

しかし、インターネットを使用する以上、当然、望ましくないサイトに100%アクセスできなくなるわけではないことから、教育委員会では、各学校で活用できる「別海町版タブレット端末活用のルール」や、家庭において保護者と児童生徒がともに確認することができる「持ち帰りチェック表」、これを作成しまして、保護者の管理監督のもと適切に使用することを促しています。

また、各学校においては、適切なタブレット端末の使用方法を児童生徒に教えるとともに、児童生徒の情報活用能力の向上やネットモラルの育成を図るための教育を行ってまいります。

以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） ただいまの答弁でですね、有害サイトへのアクセスのために、フィルタリングソフトを購入してやっている。

今回、この夏休みに中学校でも実践しようとした時に、なかなかそのフィルタリングの関係で実践できなかったという話を聞いたんですけども、フィルタリングによって、調べたいものの内容が一部を制限される。

そういう危険というか、なかなか難しいと思うんですけども、有害サイト、あと、本当に自分で調べたいとこの狭間あると思うんですけども、それらの今回のフィルタリングについては、関連性というか、調べたい部分については十分対応できているのでしょうか。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） ただいまの質問ですけれども、やはりフィルタリングをかけることによって、今の議員がおっしゃったようなサイトによっては、通常有害ではないものなのかもしれませんが、有害と判断される可能性のある場合も出てくるというふうにそれは聞いております。

ただ、そのことがですね、大きく児童生徒の教育活動の支障になるものというふうには考えておりませんし、今後、そういった事例が頻発するというか、児童生徒の学習に支障の出るようなフィルタリングである場合については、都度見直しをするなり、対応をとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） それしかないと思うんですね。

先ほどの答弁であったように適切な扱い方のモラルの教育というんですか、その辺りですね、指導は仕方がないのかなと思いますし、今回、たまたま実践していた鹿追中学校に電話ですけど確認して、有害サイトとの関わり合い、ひいてはですね、子供を信じて、あと指導だけをして対応しているんですということでしたので、今の部長のおっしゃった答弁で理解できましたし、先ほどのルールですとか、親子でできるチェック表ですか、その対応もしていらっしゃるということですので、このまま進めていっていただきたいと思

います。

それで以前、自分が質問した時に、別海町ではですね、やっぱり冬場の期間コロナ以外でも、やっぱり冬季間の問題とか、暴風雪によつての予期せぬ臨時休校とかがありますので、子供たちの学習の確保というか、そういう点では、たまたまコロナ対応のオンラインなんですけども、本町にとって有効な方法になるのではないかなと思います。

今回、ジェンダーということですね、なかなか耳慣れない言葉だったんですけど、耳慣れないというか、今までの価値感ではいかない。

学校では、よく不易と流行という言葉が使われるんですけども、人を思いやるですとか相手を尊重する不易のものですね。

それと、やっぱりそれぞれ常時価値観が変わっていくものについて、その都度ですね、今回の教育委員会で対応していくことが、大切なんだなということ伝えまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（西原 浩君） 以上で5番外山浩司議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

常任委員会開催のため、明日9月16日を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、9月16日を休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

なお、明日は産業建設常任委員会が午前10時から開催されますので、よろしく願いいたします。

午後から福祉医療常任委員会も開催されます。失礼いたしました。

よろしく願いいたします。

皆さん、大変御苦労さまでした。

散会 午後 3時17分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員